大雨被害に対する被災者支援制度(令和7年10月15日時点)

※ 本内容は、令和 7 年 8 月 10 日からの大雨被害にかかる被災者支援制度を 令和7年 10 月 15日時点でとりまとめたものであり、今後も随時更新を予定 しております。



目次

1. り)災証明書の発行 ・・・・・・・・・・・・・・	5
1-1 1-2	り災証明書(住家)の発行※店舗兼住宅を含む・・・・・・・・ 被災届出証明書(住家以外の被害について)・・・・・・・・・	· 5
1-3 1-4	り災証明書の発行(店舗、事務所、工場等及び事業用設備)・・・・ り災証明書の発行(農水産業関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 8
2. 経	経済的な支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
2-1 2-2	災害弔慰金の支給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10 11
2-3 2-4 2-5	災害見舞金の支給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12 13 16
	まいの確保·再建のための支援・・・・・・・・・	19
3-1	- 災害ボランティアの派遣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
3-2	浸水した家屋の感染症対策(消毒液の配布)について・・・・・・・	20
3-3	被災した住宅の応急修理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
3-5	ひとり親家庭への貸付(住宅)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
3-6	賃貸型応急住宅(みなし仮設住宅)の供与・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
3-7	建築確認申請・完了検査申請手数料等の免除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
3-8	開発許可申請等に係る手数料免除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
3-9	家屋が損壊された方への市営住宅の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
4. 生	活面への支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
4-1	被服、寝具その他生活必需品の支給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
4-2	熊本市自家用車等被災者移動支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
4-4	畳替費用の助成(住民税非課税世帯対象)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4-5	災害ごみについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4-7	災害時における飲用井戸水等の水質検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
4-8	消費生活相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4-9	障がい者の福祉用具の再給付 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
4-10	こころの健康相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4-11	食品に関する衛生相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
4-12	外国人の方向けの相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
4-13	無料法律相談(弁護士)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4-14	生活にお凩りの方の相談は生活自立支援センターへ・・・・・・・	43

4-16	災害サポート・レンタカーの無料貸出(日本カーシェアリング協会)・・・・	• 44
5. 各	種減免・支払いの猶予等 ・・・・・・・・・	46
5-1	市税の減免・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 46
5-2	市税の納税の猶予・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 49
5-3	各種証明書の交付手数料の免除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 50
5-4	マイナンバーカード等の再交付手数料の免除・・・・・・・・・	. 52
5-5	パスポートの発給手数料等の減免 ・・・・・・・・・・・・	. 53
5-6	水道料金・下水道使用料の減免・・・・・・・・・・・・・・	. 54
5-7	水道料金・下水道使用料の減免(公営住宅等入居者向け料金免除)	
		. 55
5-8	農業集落排水処理施設使用料の減免等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 56
5-9	国民健康保険料の減免・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 57
5-10	国民健康保険医療費の一部負担金(窓口負担)の減免等について ・	. 58
5-11	後期高齢者医療保険料の減免・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 60
5-12	後期高齢者医療一部負担金の減免・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 62
5-13	国民年金保険料の免除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 63
5-14	定期予防接種の機会の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 65
5-15	介護保険料の減免・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 66
5-16	介護保険サービス利用料の減免・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
5-17	市民税の減免に伴う自立支援医療、補装具、日常生活用具給付事	
	業の自己負担額の減額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 69
5-18	保育所等利用者負担額(保育料)の減免・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 70
5-19	児童扶養手当の災害特例措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 72
5-20	特別児童扶養手当などの災害特例措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 73
5-21	熊本市母子父子寡婦福祉資金貸付の償還の猶予・・・・・・・・・	. 74
5-22	公営の児童育成クラブの利用者負担金の減免・・・・・・・・・・	. 75
5-23	熊本市奨学金貸付金の返還の猶予・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 76
5-24	市民税の減免に伴う小児慢性特定疾病医療支援の自己負担上限月	
	額の減額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 77
5-25	児童養護施設等・障害児入所施設の措置費負担金の減免・・・・・・	. 78
5-26	未就学児を対象とした受け入れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
5-27	被災児童生徒の指定校変更・区域外就学許可について・・・・・・	· 81
5-28	電気料金等の特別措置について(九州電力)・・・・・・・・・・	. 82
5-29	放送受信料の免除について(NHK)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 83
6.事	業者に関すること ・・・・・・・・・・・・	· 84
6-1	被災事業者復旧支援補助金の交付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 84
6-2	会和 7 年 8 日大雨対応融資利子補給車業 · · · · · · · · · · · ·	. gr

	6-3	被災店舗移転支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・ 86
	6-4	事業所からの災害ごみの処分費用減免・・・・・・・・・ 87
	6-5	農業被害に関する相談・・・・・・・・・・・・・・・ 88
	6-6	農業用機械・施設等の復旧支援・・・・・・・・・・・89
	6-7	早期営農再開に必要な生産資材の調達への支援・・・・・・・・ 90
	6-8	事業者の施設、使用水、器具の消毒に関する衛生相談・・・・・・ 92
	6-9	中小企業者向け特別相談窓口・・・・・・・・・・・・・・ 92
	6-10	社会保険労務士による労働相談・・・・・・・・・・・・・ 93
	住家の	· 被害程度 • 支援制度 対応表 · · · · · · · · · · 94
ı	止るい	

1. り災証明書の発行

1-1 り災証明書(住家)の発行※店舗兼住宅を含む

健康福祉政策課 096-328-2340

豪雨災害に伴うり災証明書(住家)の申請受付及び発行を行います。

住家のり災証明書とは、自然災害により住家に被害が発生した場合に、被災者からの申請に基づき住家の被害認定調査を実施し、調査結果に応じたり災証明書を市が交付するものです。住家の被害の程度には「全壊」・「大規模半壊」・「中規模半壊」・「半壊」・「準半壊」・「準半壊に至らない(一部損壊)」があります。※調査の結果、「無被害」となることもあります。

対象となる方

- ・住家(店舗兼住宅を含む)に被害を受けられた方
 - ※カーポート、倉庫、門扉等は対象外です。
 - ※持ち家に限らず、賃貸住宅でも申請が可能です。
 - ※住民票によらず、実際に住んでいれば申請は可能です。
- 区分所有建物(マンション)の共用部分に被害を受けられた管理組合等

お手続き

窓口またはマイナポータルサイト(電子申請)から交付申請が可能です。

■申請の流れ(被害認定調査有りの場合)

窓口もしくはマイナポータルで調査依頼

. .

被害状況確認のため被害認定調査(1次調査)

 \downarrow

調査後、後日窓口で交付(又は、お申出により2次調査を実施)

- ※遠方への避難等で窓口へお越しいただけない方は、申請窓口までお問い合わせく ださい。
- ※被害の程度が少なく被害認定調査が不要である場合で、一部損壊のり災証明書を希望される場合は、被害状況を写した写真又は修理の見積書等を申請窓口に持参もしくは電子申請時に添付していただくと、写真等を確認のうえ一部損壊のり災証明書を即日交付(電子申請の場合は郵送)します。

■申請受付窓口

各区役所福祉課、各総合出張所

■受付時間

午前9時~午後4時 月曜~金曜(祝日除く)

■申請時に必要なもの

- (1) 本人確認できるもの(運転免許証、保険証など)
- (2) 代理人による申請の場合は委任状、代理人の本人確認できるもの
- (3)申請書
- (4)生活の本拠であったことが確認できる書類 ※住民票の所在と、り災した住所が異なる場合に必要です。
- (5)管理規約及び総会の議事録等(区分所有建物の共用部分に被害を受けられた管理組合等)※管理組合の名称及び代表者氏名がわかるもの
- (6)被害状況を写した写真又は修繕見積書(領収書) ※被害の程度が少なく被害認定調査が不要である場合で、一部損壊のり災 証明書を希望される場合のみ必須。

■発行窓口

申請受付窓口と同じ

■発行受付時間

午前9時~午後4時 月曜~金曜(祝日除く)

■受取時に必要なもの

- (1) 交付を受ける人の本人確認できるもの(運転免許証、マイナンバーカードなど)
 - ※代理人が交付を受ける場合は、代理人の本人確認できるものが必要です。
- (2) 家屋調査完了後に送付される「調査完了のお知らせ」
- (3) 申請時に不足していた書類
 - ※該当者のみ
 - ※(2)のお知らせが届くまでに連絡が無かった方は不要です
 - ※マイナポータル(電子申請)で申請された方には原則、郵送にて交付しますが、添付書類に不足等あった場合は、窓口交付となる場合があります。

■申請期限

令和7年11月30日(日)

※窓口は令和7年11月28日(金)

■お問合せ先

各	·区役所福祉課		各総合	出張所	
中央区	096-328-2312	託麻	096-380-3111	清水	096-343-9161
東区	096-367-9127	河内	096-276-1111	龍田	096-338-2231
西区	096-329-5403	天明	096-223-1111		
南区	096-357-4129	幸田	096-378-0172		
北区	096-272-1118	城南	0964-28-3111		

[※]お住まいの区以外でも、り災証明書の申請ができます。

1-2 被災届出証明書(住家以外の被害について)

健康福祉政策課 096-328-2340

り災証明書の対象とならない建物や家財などについて、被災の届出がなされたことを証明する被災届出証明書を交付しています。

■申請方法

(1)窓口申請の場合

申請書に必要事項をご記入のうえ、お近くの各区役所福祉課または各総合出張所にご提出ください。

受付時間:午前9時~午後4時 月曜~金曜(祝日除く)

(2) 郵送の場合

熊本市ホームページから申請書をダウンロードし、申請書と返信用封筒(110円切手貼付、住所宛名記載)を郵送ください。

※郵送の場合、送付先は各区福祉課となります。

■申請期限

令和7年(2025年)11月28日(金)

- ※それ以降の申請については申請書の他に申出書の添付が必要となります。
- ※郵送の場合は11月28日(金)必着。

1-3 り災証明書の発行(店舗、事務所、工場等及び事業用設備)

商業金融課 096-328-2424

豪雨災害に伴うり災証明書の発行手続きを行います。

対象となる方

店舗、事務所、工場等の事業所及び事業用設備等に被害を受けられた建物等の所有者、又はテナントとして入居し事業を営む方

- ※対象となる建物には貸家、店舗兼住宅も含む。
- ※建物だけでなく、事業用設備についても対象としています。
- ※農林水産業関係を除く。

お手続き

■申請受付窓口

商業金融課

■受付時間

平日 午前8時30分~午後5時15分

■必要なもの

- 申請時には、下記の書類等が必要です。
- (1)被害状況がわかる写真
- (2)被害を受けた建物の所在地がわかる地図
- (3) 本人確認ができるもの(窓口に来られる方)
- ※代理人が申請する場合は、別途当課所定の委任状が必要です。
- ※写真は、添付書類として提出していただきますので現像もしくは印刷したものをお持ちください。(A4用紙に何枚か印刷した形式でも可)
- ※被害の程度判定が必要な場合は、現地調査を実施後に発行しますので、発行までに時間を要する場合があります。
- ※被害の程度が少なく判定調査が不要な場合は、申請書類をもとに一部損壊のり 災証明書を即日発行します。

■お問合せ先

商業金融課 096-328-2424

1-4 り災証明書の発行(農水産業関係)

農業支援課 096-328-2384

豪雨災害に伴うり災証明書の申請受付及び発行を行います。

対象となる方

農業を営まれている方

農作物を生産している耕作面積が3,000平方メートル以上を有すること、又は被災前年1年間における農畜産物販売金額が50万円以上の実績を有すること。

- ・ 水産業を営まれている方
- ・その他 市長が特に必要と認めるもの。

対象となる物

農水産業の施設(ハウス・建物等)・機械、農水産物、農地等

- ※施設・機械等は、農水産業用途の利用実態を有すること。
- ※被害対象は申請者本人の名義であること。

お手続き

■申請受付窓口

窓口		電話番号
北東部農業振興センター農業振興課		096-272-1117
北東部農業振興センター農業振興課	東農業振興室	096-367-9137
西南部農業振興センター農業振興課		096-329-1158
西南部農業振興センター農業振興課	河内農業振興室	096-276-1114
西南部農業振興センター農業振興課	南農業振興室	0964-28-3115
水産振興センター		096-311-4010

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

- (1) り災証明願
- (2)被害状況が分かる写真(全景写真と近景写真をご用意ください。)
- (3) 被災場所が分かる地図
- (4) 営農等の実態が確認できるもの(営農計画書、確定申告書など)
- (5) 委任状(本人もしくは同一世帯以外の方が申請する場合)

■お問合せ先

農業支援課 096-328-2384

2. 経済的な支援

2-1 災害弔慰金の支給

健康福祉政策課 096-328-2340

令和7年8月豪雨により死亡された方(審査委員会において、災害関連死と認められた方を含む)のご遺族に対し、災害弔慰金を支給します。

対象となる方

令和7年8月豪雨により死亡された方のご遺族(災害弔慰金) 亡くなった方が生計維持者の場合 500 万円 生計維持者以外 250 万円

お手続き

■申請窓口 各区役所福祉課

■受付時間

午前9時~午後4時 月~金曜日(祝日除く)

■必要なもの

- 死亡診断書(検案書)の写し
- 申請される方の本人確認ができるもの(運転免許証等)の写し
- ・申請される方名義の通帳の写し
- ・申請される方が市外にお住まいの場合、遺族であることを証明する書類(戸籍 謄本等)の写し
- 印鑑(認印可)

※その他必要な申請書等は、窓口にて配布します。

■お問合せ先

[中央区福祉課] 096-328-2312[東 区福祉課] 096-367-9127[西 区福祉課] 096-329-5403[南 区福祉課] 096-357-4129[北 区福祉課] 096-272-1118[健康福祉政策課] 096-328-2972

| 2-2 災害障害見舞金の支給

健康福祉政策課 096-328-2340

令和7年8月豪雨により重度の障害を負った方(審査委員会において、災害により重度の障がいを受けたと認められた方を含む)に、災害障害見舞金を支給します。

対象となる方

令和7年8月豪雨により心身に以下の内容の障がいを受けた方

- ① 両眼が失明した場合
- ② 咀嚼(そしゃく)及び言語の機能を完全に失った場合
- ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障がいが残り、常に介護が必要な場合
- ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障がいが残り、常に介護が必要な場合
- ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失った場合
- ⑥ 両上肢の用を完全に失った場合
- ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失った場合
- ⑧ 両下肢の用を完全に失った場合
- ⑨ 精神または身体の障がいが重複し、その程度が上記①~⑧と同程度以上と 認められる場合

上記の障がいを受けた方が 生計維持者 250 万円 生計維持者以外 125 万円

お手続き

■申請窓□

各区役所福祉課

■受付時間

午前9時~午後4時 月~金曜日(祝日除く)

■お問合せ先

[中央区福祉課] 096-328-2312 [東 区福祉課] 096-367-9127 [西 区福祉課] 096-329-5403 [南 区福祉課] 096-357-4129 [北 区福祉課] 096-272-1118 [健康福祉政策課] 096-328-2972

2-3 災害見舞金の支給

健康福祉政策課 096-328-2340

豪雨災害により重傷を負った方及び住家に一定以上の被害を受けた方に、災害見 舞命を支給します。

対象となる方

豪雨災害により重傷を負った方及び住家に一定以上の被害を受けた方

災害により1ヶ月以上の重傷を負った方 : 3万円 住家の全壊又は流出した世帯 : 5万円

住家の大規模半壊、中規模半壊、半壊又は準半壊世帯:3万円

上記に該当しない住家の床上浸水 : 1万円

- ※被害を受けた当時、熊本市の区域内に住所を有し、住民基本台帳に登録されて いた方が対象となります。
- ※「重傷を負った方」は、豪雨災害による<u>直接的なけが</u>をされた方が対象となります。
- ※支給前(申請後の場合も含む)に世帯の全員が亡くなられた場合は支給されません。
- ※死亡又は負傷した場合に、条例により災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給を 受けることができる場合は、対象外となりますのでご相談ください。

お手続き

■申請受付窓口

各区役所福祉課

■受付時間

午前9時~午後4時 月~金曜日(祝日除く)

■お問合せ先

[中央区福祉課] 096-328-2312 [東 区福祉課] 096-367-9127[西 区福祉課] 096-329-5403 [南 区福祉課] 096-357-4129[北 区福祉課] 096-272-1118 [健康福祉政策課] 096-328-2340

■必要なもの

<重傷の場合>※申請者は重傷者本人または世帯主となります。

- 医師の診断書(療養期間記載のものに限る。写し可)
- 申立書(診断書にて、今回の豪雨災害による直接的な負傷か分からない場合)
- 申請者名義の通帳の写し
- く住家の全壊等の場合>※申請者は世帯主となります。
 - り災証明書(写し可)
 - 申請者名義の通帳の写し
 - ※ その他必要な申請書等は、窓口にて配布します。

健康福祉政策課 096-328-2340

豪雨災害により世帯主に負傷又は住居・家財に損害があった世帯のうち、所定の 要件を満たす世帯の世帯主に対し災害援護資金の貸し付けを行います。

対象となる方

被災日時点で熊本市に居住かつ住民登録があり、以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主

- 世帯主がおおむね 1 か月以上の療養期間を要する負傷を負った
- 住居の半壊(準半壊を除き、中規模半壊及び大規模半壊を含む)又は全壊
- 住居の全体が滅失・流失した
- 家財の価額のおおむね 1/3 以上に損害があった
- ※「住居の半壊又は全壊」は、自己所有の住宅(持ち家)の場合が対象となります。 全壊の場合で住居の残存部分を取り壊さざるを得ない等の事情がある場合及び 滅失又は流出の場合は、アパート等の賃貸住宅の場合でも対象となります。

■貸付限度額

貸付区分 貸付限						
世帯主におおむね 1 か	帯主におおむね 1 か 家財、住居に損害なし					
月以上の療養を要する	家財の価額のおおむね 1/3 以上	※1 250万円				
負傷があった	の損害					
	住居が半壊(準半壊を除き、中	270 万円				
	規模半壊及び大規模半壊を含	※2(350万円)				
	む)					
	住居が全壊	350 万円				
世帯主におおむね 1 か	家財、住居に損害なし	貸付対象外				
月以上の療養を要する	家財の価額のおおむね 1/3 以上	※1 150万円				
負傷が <u>なかった</u>	の損害					
住居が半壊(準半壊を除き、中		170 万円				
	規模半壊及び大規模半壊を含	※2(250万円)				
	む)					
	住居が全壊(住居の全体が滅失	250 万円				
	※2(350万円)					
住居の3	350 万円					

※1 家財の損害の場合、貸付限度額と家財の損害額のうちいずれか低いほうの金額の範囲内での貸付となります。(損害状況を確認するため現地調査を行う場合があります。)また、家財の損害に自家用車の損害は含まれず、貸付金を自家用車の購入・修理のために充てることはできません。

※2 被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別の事情があると認められる場合には()内の金額が貸付限度額となります。

■貸付条件

利 率 連帯保証人を立てる場合:無利子

連帯保証人を立てない場合:年1.5%(据置期間中は無利子)

償還期限 10年(据置期間を含む)

据置期間 3年

※据置期間3年経過後、7年間での償還となります。(繰上償還は据置期間でも可能)

■所得制限

世帯の市民税における令和7年度分(令和6年分)総所得の合計が以下の金額未満

• 1 人: 220 万円 • 3 人: 620 万円 • 4 人: 730 万円

• 5 人以上: 1 人増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額。

※住居が滅失した場合は世帯人数に関わらず 1,270 万円

お手続き

〇借入申込

<u>申込受付は事前予約制です。</u>まずは専用ダイヤル(<u>096-328-2972)</u>へお電話いただき、制度内容等をご確認のうえ、受付日時をご予約ください。受付場所は各区福祉課となります。指定の日時に必要書類をご持参のうえ申込を行ってください。受付は土日祝日を除く午前 9 時から午後 4 時までとなります。

※書類に不備等がある場合は書類の訂正や追加提出をお願いする場合があります。また、必要書類がすべて揃った時点での受理となります。

○審查•通知

受理後、必要に応じて被害状況の調査等を行ったうえで、おおむね 1 か月で審査結果をお知らせします。貸付が決定した場合は、決定通知書とともにお送りする借用書、請求委任及び口座振替支払依頼書、誓約書に必要事項を記入のうえ、借受人及び連帯保証人の印鑑登録証明書、貸付金振込先の通帳の写しを添えて健康福祉政策課へご提出ください。

※審査の結果によっては、希望額どおりの貸付金額とならない場合があります。

○貸付金の振込

決定通知書とともにお送りする借用書等をご返送いただいた後、おおむね 3 週間後に指定の口座へ貸付金をお振込みいたします。

■必要なもの

≪全ての申込に共通するもの≫

- 災害援護資金借入申込書
- 令和 7 年度分(令和 6 年分)市県民税「所得•課税」証明書(世帯全員分)
- ・住民票の写し(世帯全員分、本籍・続柄記載)
- ・暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書
- 申込者の本人確認書類の写し(世帯主のマイナンバーカード、運転免許証等)
- 窓口に来られた方の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)の 原本の提示

≪必要に応じて提出するもの≫

- ○保証人を立てる場合
- 令和 7 年度分(令和 6 年分)市県民税「所得・課税」証明書(保証人分)
- ・住民票の写し(保証人分)
- 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書(保証人分)
- 保証人の本人確認書類の写し(マイナンバーカード、運転免許証等)

○負傷の場合

• 世帯主の診断書(療養期間が記載されたもの)

○住居の損害の場合

・り災証明書(半壊以上の判定であるもの 写し可)

○家財の損害の場合

・家財の被害状況がわかる写真等

※その他、必要に応じて追加の書類提出をお願いする場合があります。詳しくは 専用ダイヤル(096-328-2972)までご連絡ください。

■申込期限

令和7年11月28日(金)まで

■申込受付窓口

各区役所福祉課 ※事前予約制のためまずは専用ダイヤルへご連絡ください。

■受付時間

午前9時~午後4時 月~金曜日(祝日除く)

■お問合せ先

TEL: 096-328-2972 (予約・相談専用ダイヤル)

096-328-2340 (健康福祉政策課)

※予約・相談は月~金曜日(祝日除く)の午前9時~午後4時まで

2-5 被災者生活再建支援金の支給

健康福祉政策課 096-328-2340

豪雨災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯 に対し、生活再建のための支援金を支給します。

※ 本制度は熊本県および被災者生活再建支援法人[(公財)都道府県センター]の制度であり、申請の受付を熊本市で実施するものです。

対象となる方

被災時に熊本市にお住まいの方で、以下のいずれかの被害を受けた世帯

- (1) 居住する住宅が「全壊」のり災証明書を受けた世帯
- (2)居住する住宅が「大規模半壊」のり災証明書を受けた世帯
- (3) 居住する住宅が「中規模半壊」のり災証明書を受けた世帯
- (4)居住する住宅が「半壊」・「中規模半壊」・「大規模半壊」のいずれかの被害を受け、当該住宅の補修費等が著しく高額となることなどのやむを得ない事由により、解体をした世帯(全壊扱い)
- (5) 居住する住宅の敷地被害が認められ、その住宅を倒壊の恐れなどやむを得ない事由で解体をした世帯(全壊扱い)

支給額

支援金には基礎支援金と加算支援金の2種類があり、それぞれの区分に応じて支給額が異なります。

- ① 基礎支援金:住宅の被害程度に応じて支給する支援金
- ② 加算支援金:住宅の再建方法に応じて支給する支援金

○複数世帯(被災時世帯の人数が2人以上)の場合

区分	①基礎支援金	②加算支援金		①+2合計額
全壊世帯		建設•購入	200万円	300万円
解体世帯	100万円	補修	100万円	200 万円
(1)(4)(5)		賃借	50 万円	150万円
		建設•購入	200万円	250 万円
大規模半壊世帯	50 万円	補修	100万円	150万円
(2)		賃借	50 万円	100万円
		建設•購入	100万円	100万円
中規模半壊世帯	なし	補修	50 万円	50 万円
(3)		賃借	25 万円	25 万円

○単数世帯(被災時世帯の人数が1人)の場合

区分	①基礎支援金	②加第	章支援金	①+②合計額
全壊世帯		建設•購入	150万円	225 万円
解体世帯	75 万円	補修	75 万円	150 万円
(1)(4)(5)		賃借	37.5 万円	112.5 万円
		建設•購入	150万円	187.5 万円
大規模半壊世帯	37.5 万円	補修	75 万円	112.5 万円
(2)		賃借	37.5 万円	75 万円
		建設•購入	75 万円	75 万円
中規模半壊世帯	なし	補修	37.5 万円	37.5 万円
(3)		賃借	18.75 万円	18.75 万円

※加算支援金の「賃借」は、公営住宅、仮設住宅(賃貸型応急住宅(みなし仮設住宅) 含む)などは支給対象外です。

お手続き

- ■手続きの流れ
- ①受付の事前予約をする(健康福祉政策課:096-328-2340)

Д

②申請書に必要書類を添えて、受付窓口に提出

Л

③熊本市で書類確認後、熊本県へ送付

Ţ

④熊本県から、(公財)都道府県センターへ書類送付

Ú

⑤(公財)都道府県センターにおける最終審査で、支給要件に合致した場合は 同法人から支給通知書が送付され、支援金が振り込まれる

■必要なもの

≪全ての申込に共通するもの≫

- 申請書
- り災証明書(コピー可)
- 住民票の写し
 - ※被災時点の住所、世帯構成、世帯主、続柄等が分かる世帯全員分の住民票
 - ※申請書に、被災時世帯主の個人番号(マイナンバー)を記載すれば被災時世帯 主、世帯員および同居する同一生計者の方の住民票は不要
- 預金通帳の写し
 - ※申請書に、被災時世帯主の個人番号(マイナンバー)を記載し、かつ公金受取 口座を利用する場合は不要

≪必要に応じて提出するもの≫

- 〇解体世帯の場合 ※上記(4)及び(5)が該当
- 市町村が発行する解体証明書または法務局が発行する滅失登記簿謄本

○加算支援金の場合

- 契約書等の写し(工事請負契約書、不動産売買契約書など)※「補修」区分で契約しない場合は、「見積書+領収書」など
- ○被災当時に居住していた住所が住民票情報と異なる場合
- ・公共料金の写しや賃貸借契約書など

■申込期限

基礎支援金:令和8年9月9日(水) 加算支援金:令和10年9月11日(月)

■申込受付窓口

熊本市役所 10 階 健康福祉政策課 申し込みは事前予約制です。まずは下記のお問い合わせ先にお電話ください。

■受付時間

午前9時~午後4時 月~金曜日(祝日除く)

■お問合せ先(受付の事前予約もこちら)「健康福祉政策課] 096-328-2340

3. 住まいの確保・再建のための支援

| 3-1 | 災害ボランティアの派遣

地域政策課 096-328-2036

豪雨災害により被害を受けた家の中の片付けなどお手伝いをします。

※<u>災害ボランティアセンターについては、熊本市社会福祉協議会(中央区新町)に</u> おいて、ボランティアの依頼受付、参加者の募集及び派遣を行います。

対象となる方

以下の条件のいずれにも該当する方を対象としています。

- ・熊本市内で災害により住居に被害を受けた方
- ・自力での片付けが困難な世帯(例:高齢者のみの世帯、障がい者のいる世帯等)

支援内容

- 家屋内外の片付け、清掃、家具等の搬出補助
- ・家屋や庭に流れ込んだ泥の撤去
- <u>床上浸水</u>家屋の消毒作業(自力での作業が困難な方に限ります) ※重機の使用や専門的な修繕作業には対応できません

申込方法

- (1) 電話による申込(受付時間:午前9時~午後4時まで) ボランティアセンター専用回線 096-288-2748
- (2) 申込後の流れ
 - ・申込後、ボランティアセンターの担当者より電話等で個別にヒアリングを実施します。
 - 支援の可否および実施日程等は、ヒアリング後に決定し、改めて連絡します。

お問合せ先

熊本市社会福祉協議会ボランティアセンター

電話:096-288-2748

受付時間:平日 9時00分~16時00分

メール: volunteer@kumamoto-city-csw.or.jp

3-2 浸水した家屋の感染症対策(消毒液の配布)について

健康危機管理課 096-364-3311

豪雨災害により、住家が浸水した場合に使用する消毒液の配布を行います。 ※数に限りがあります。無くなり次第配布終了いたします。

対象となる方

住家が浸水した世帯で、消毒液を自力で入手困難な方

お手続き

■配布窓口

中央区総務企画課	096-328-2610
東区総務企画課	096-367-9121
西区総務企画課	096-329-1142
南区総務企画課	096-357-4112
北区総務企画課	096-272-1110
清水まちづくりセンター	096-343-9162
龍田まちづくりセンター	096-339-3323

■受付時間

午前9時~午後4時まで 月曜~金曜(祝日除く)

■お問合せ先

健康危機管理課 096-364-3311

水害時の衛生対策と消毒方法についてのホームページもご覧ください。 水害時の衛生対策と消毒方法について / 熊本市公式サイト

住宅政策課 096-328-2449

豪雨災害により被災した住宅について、日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理することで引き続き住めるようにすることを目的とした制度です。申込者が選定した修理業者に熊本市が応急修理を依頼します。

費用についても、限度額の範囲内で熊本市が修理業者へ支払います。

対象となる方

- (1)以下の全ての要件を満たす方(世帯)
 - ① 当該災害により大規模半壊、中規模半壊、半壊、及び準半壊等の住家被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあること。
 - ※ ただし、対象者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に 被害があれば、対象とします。
 - ② 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。
 - ※ 対象者(世帯)が、現に、避難所、車等で避難生活を送っており、応急修理を行うことで、被害を受けた住宅での生活が可能となることが見込まれる場合を対象とします。
- (2) 資力等の要件

「中規模半壊」、「半壊」若しくは「準半壊」の住家被害の場合は、自らの資力では応急修理をすることができない世帯。

- ※ 修理業者に代金を支払ってしまうと、この制度は利用できません。
- ※ 応急修理の期間中、条件により応急仮設住宅(賃貸型応急住宅:みなし仮設)等 を利用できる場合があります。

なお、この場合は所有者・管理者に資力がないことを証する資料等が必要になります。詳細は「■お問合せ先」記載の担当課までご相談ください。

費用の限度額

- 1世帯あたりの限度額は次のとおりです。
- (1)全壊、大規模半壊、中規模半壊、又は半壊の被害を受けた世帯 739,000 円以内(消費税込み)
- (2) 準半壊の被害を受けた世帯 358,000 円以内(消費税込み)
 - ※ 同じ住宅に2世帯以上同居している場合は、1世帯とみなします。

対象となる範囲

屋根等の基本部分、床や壁、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備など、日常生活に必要欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所です。

- (1) 今回の災害と直接関係ある修理のみが対象となります。
- (2) 家電製品は対象外です。
- (3) 内装に関するものについては一部対象とならないものもあります。 (例) 内装(畳、壁紙などの張替え) については原則として対象外ですが、 床や壁の下地と一体で交換する場合は対象となります。
- (4) 詳しくは下記「お問合せ先」にご相談ください。

期限

お手続き後、令和8年(2026年)8月9日までに完了報告書や修理写真等の提出を完了させてください。

お手続き

■申請受付窓口

住宅政策課(本庁舎9階)

- ◎ (事前相談:要件への適合確認など) → (事前調整:修理業者の確認や例示など)
- ➡申込書ほか書類を提出(不足書類は後日)➡市から修理業者へ依頼➡修理実施
 - ※ 修理業者については、国土交通省協力の検索サイト等も紹介します

■必要なもの

- ・住宅の応急修理申込書 ※参考資料として、住宅の被害状況に関する申出書も添付
- ・り災証明書(住家)
- 被害状況が分かる写真(修理前の写真)
- 修理見積書(申込者が選定した修理業者から入手)
- ※ その他市長が必要と認めるもの (例)資力の申出書(中規模半壊以下の場合)

■お問合せ先

住宅政策課 096-328-2449

3-5 ひとり親家庭への貸付(住宅)

こども家庭福祉課 096-366-3030

現に居住し、かつ所有する住宅を補修し、保全し、改築し、又は建設し、購入し、 増築するために必要な経費を市内に居住するひとり親家庭に対して貸付を行います。

対象となる方

ひとり親家庭の母または父、寡婦の方

■貸付の要件

- ・原則、連帯保証人が1名以上必要です。 ※ただし、弁済する資力及び能力があることを条件として、連帯保証人なしでも 申請が可能です。
- 当該建物が申請されるひとり親家庭の母または父、寡婦の名義で登記されている ことが必要です。
- その他、資金の内容や対象者などに関する基準がありますので、詳しくはご相談 ください。
 - ※物置、車庫等の付属家は対象外です。
 - ※必ず事前相談が必要となります。
 - ※申請から実際の送金まで通常2ヶ月程度を要します。

■貸付限度額

150万円

■利子

保証人を立てる場合は、無利子。保証人を立てない場合は、年 1%の利子がかかります。

お手続き

■申請窓口・受付時間

熊本市母子父子相談室 (午前9時30分~午後4時 ※月曜・祝日休み) 096-372-1228

熊本市中央区大江6丁目 1-85(中央区まちづくりセンター大江交流室内)

■お問合せ先

熊本市母子父子相談室 096-372-1228 こども家庭福祉課 096-366-3030

3-6 賃貸型応急住宅(みなし仮設住宅)の供与

住宅政策課 096-328-2989

豪雨災害により住宅を失った方などを対象に、民間賃貸住宅を活用し賃貸型応急 住宅として提供します。

具体的には、被災者と市(借主)と民間賃貸住宅所有者(貸主)の三者で「定期 建物賃貸借契約」を締結し、一定期間熊本市が家賃を支払います。

※物件は被災者の方で探していただきます。

入居対象者の要件

次の(1)から(4)の要件を全て満たす方

- ※ 住家被害の要件を満たすかどうかは、原則、「り災証明書」で確認します。
- (1) 災害発生の日時点において、熊本市に居住する者
- (2) 当該災害により、次の要件のいずれかを満たす者
 - 1. 住家が「全壊」、「全焼」又は「流失」し、居住する住宅がない者
 - 2. 住家が「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」であっても、水害により流入した土砂や流木等(耐え難い悪臭等を含む。)により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない者
 - 3. 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン(水道、 電気、ガス、道路等)が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けて いるなど、長期にわたり自らの住宅に居住できないと市長が認める者
 - 4. 住家が「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」であって、災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する場合に、修理期間が1か月を超えることが見込まれる者
 - ※応急修理を申し込み済みであることを確認します。
 - ※応急修理完了後は速やかに退去していただきます。
- (3) 他に居住できる住宅がなく、自らの資力では住宅を確保することができない者 ※ 持家のほか、自らが所有するアパートやマンション、別荘等がないこと
- (4) 災害救助法に基づく「障害物の除去制度」を利用していない者

賃貸型応急住宅の条件

次の(1)から(3)の条件の全てに該当する民間賃貸住宅が対象となります。

(1) 1か月当たりの賃料が住居への入居人数に応じて定める範囲内である住宅 ※家賃の限度額を超える住宅は対象となりません。

住居への入居人数		賃料
1人(単身)の世帯	月額	5万5千円以内
2人世帯	月額	6万5千円以内
3~4 人の世帯	月額	8万5千円以内
5 人以上の世帯	月額	13万円以内

- ※ 小学校入学年齢に達しない未就学児が2人以上の場合は、1人あたり0.5人 (小数点以下四捨五入)として換算します
 - (例)未就学児1人→O人、未就学児2人→1人、未就学児3人→2人、未就学児4人→2人
- (2) 市が借上げて入居対象者に提供することについて、貸主が同意した住宅
- (3) 新耐震基準で建設(昭和 56 年 6 月 1 日以降に着工)された住宅又は耐震診断、耐震改修等により耐震性が確認できる住宅
 - ※申込書類のうち、仲介業者等の協力で作成する熊本市入居希望物件概要書 にて耐震性の確認をします

入居期間

- 以下の区分のとおりです。
- ※ いずれの場合も、恒久的な住まいを確保した場合は、入居期間の期限満了前であっても、速やかに退去いただく必要があります。

被災した住家の状況	入居期間
居住していた住家が「持ち家」の方	2年以内
居住していた住家が「民間賃貸住宅」や「公営住宅」の方	6か月以内
応急修理制度を申込みしており、修理に 1 ヵ月以上かかる方	応急修理の申 込日から6か月 以内

※ 先に賃貸型応急住宅の提供を受けた方は、応急修理制度は活用できません。

既に個人で契約して民間賃貸住宅に入居している方

令和7年8月10日以降、既に個人で契約して民間賃貸住宅に入居している場合でも、「入居対象者の要件」と「賃貸型応急住宅の条件」に適合し、貸主の同意が得ることができれば、「被災者」と「熊本市(借主)」と「物件所有者(貸主)」の三者契約を締結することにより、入居日に遡って本事業の対象とすることができます。ただし、仲介手数料、賃貸物件保証金、火災保険料等については遡及できません。

お手続き

■申請受付窓口

熊本市住宅政策課窓口(本庁舎9階) ※不動産事業者(仲介業者)を通した申請になります

■必要なもの

〈申込み時に必要な書類〉

- 熊本市賃貸型応急住宅入居申込書(様式第1号)
- ・ 熊本市入居希望物件概要書 (様式第1号の2)
- ・同意書(様式第2号)または、確約書(様式第3号)
- 誓約書(様式第4号)
- 申出書(様式第5号)

〈その他、状況に応じて必要な書類〉

- 1. 住宅が「全壊」、「全焼」又は「流失」し、居住する住宅がない方
 - り災証明書の写し
- 2. 住家が「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」であっても、水害により流入した土砂や流木等(耐え難い悪臭等を含む。)により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない方
 - ・り災証明書の写し
- 3. 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン(水道、 電気、ガス、道路等)が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けて いるなど、長期にわたり自らの住宅に居住できない方
 - ・住民票など居住実態がわかるもの (住民票を添付する場合は入居者全員分、続柄記載あり、マイナンバー記載 なし)
- 4. 住家が「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」であって、災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する場合に、修理期間が1か月を超えることが見込まれる方
 - り災証明書の写し
 - 修理期間が1か月を超える見込みであることが確認できる書類
- ※ 既に個人で契約して民間賃貸住宅に入居している方については、〈申込み時に必要な書類〉〈その他、状況に応じて必要となる書類〉に加えて、
 - 切替契約に係る同意書(様式第6号)

- ・現在入居している民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
- ・上記の状況に応じて必要となる書類(り災証明書など)が必要です。

■お問合せ先

住宅政策課 096-328-2989

3-7 建築確認申請・完了検査申請手数料等の免除

建築指導課 建築審査室 096-328-2516

豪雨災害により滅失又は破損した建築物等について、その災害の発生した日から 1年以内に、建築・大規模の修繕・模様替えをするときは、確認申請等の手数料を 免除します。

※ 対象となる申請等は、熊本市へ申請される場合のものです。

対象となる申請等

- 確認申請
- 中間検査申請
- 完了検査申請
- ・ 法第 43 条第 2 項第 1 号の規定に基づく建築の認定申請
- ・ 法第 43 条第 2 項第 2 号の規定に基づく建築の許可申請
- ・ 法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可申請

お手続き

■申請受付窓口

建築指導課 建築審査室 096-328-2516

■受付時間

月~金曜日(祝日除く) 8時30分から17時15分

■必要なもの

- 手数料免除申請書
- ・り災証明書の写し

■お問合せ先

建築指導課 建築審査室 096-328-2516

3-8 開発許可申請等に係る手数料免除

開発指導課 096-328-2507

豪雨災害によって被災した建築物等を移転又は建替等を行う場合に、開発許可又は宅地造成に関する工事の許可申請等に係る手数料を免除します。

対象となる方

豪雨災害による建築物のり災証明書の発行を受けた方で、次のすべての要件を満たす開発行為又は宅地造成に関する工事を行う方。

- ①予定建築物の用途が既存建築物と同一又は一般住宅であること。
- ②予定建築物の規模、構造、設備等が既存建築物と比較して著しく過大でないこと。
- ③既存建築物と予定建築物の所有者が同一又はその同一生計家族であること。

お手続き

■申請受付窓口

開発指導課 096-328-2507

■受付時間

月~金曜日(祝日除く) 8:30 から 17:15

■必要なもの

手数料免除申請書にり災証明書を添付のうえ、開発行為許可等に係る申請を行ってください。

※手数料免除申請書の様式は熊本市ホームページに掲載しています。

■免除対象手数料

被災した建築物の移設又は建替等にあたって生じる下記の手数料

- ①開発行為許可申請手数料(都市計画法(以下「法」という。)第29条) ※ 非自己用を除く。
- ②予定建築物等以外の建築等許可申請手数料(法第42条第1項ただし書き)
- ③開発許可を受けた土地以外の市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料(法第43条)
- ④宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請手数料(宅地造成及び特定 盛土等規制法第12条、第30条)

■期限

り災後1年以内

■お問合せ先

開発指導課 096-328-2507

3-9 家屋が損壊された方への市営住宅の提供

市営住宅課 096-328-2461

豪雨災害により住宅に引き続き住むことができなくなった方に対し、市営住宅を 一時的に提供します。

対象となる方

豪雨災害により住宅に半壊以上の被害を受け、引き続き住むことができなくなった方 ※原則として市町村が発行するり災証明書(半壊以上、写しでも可)が必要ですが、 状況により後日提出でも入居可能な場合があります。

※住家の被害の程度が「準半壊」「準半壊に至らない(一部損壊)」「被害なし」 の場合は対象外となります。

入居可能期間

原則6か月以内(最長1年まで更新可)

使用料等

住宅使用料(家賃)、駐車場使用料、敷金は免除です。 共益費や光熱費等は入居者負担となります。

申込方法

窓口にて先着順で受け付けます。入居の申込みがあった住宅は受付を終了します。

申込期間

令和7年9月1日(月)以降

受付時間は月曜から金曜(祝日除く)の午前9時から午後4時まで

- ※受付開始時間(午前9時)前に来場された方は、受付開始時間までに受付場所へ来場された方全員で、申込の順番を決める抽せんを行い、決定した順番で受付を行います。
- ※受付開始時間以降に来場された方は、受付開始時間までに受付場所へ来場された

方全員の受付が終わった後に先着順にて受付を行います。

申込場所

熊本市役所本庁舎9階 市営住宅管理センター窓口

お持ちいただくもの

- り災証明書の写し(コピー)
- ・本人確認書類 (免許証、マイナンバーカード、被災場所に居住していることがわかるもの)
- 申請書類(行政財産使用許可申請書、誓約書)
- ※代理人が申し込む場合は以下の書類も必要です。
- ・ 代理人の身分証明書
- 委任状

その他

- エアコンや家具、家電、カーテン等はお持ち込みいただく必要がありますので、 ご注意ください。
- ・市営住宅でのペット(犬・猫・鳥等)の飼育や、市営住宅敷地内での餌付け等は 禁止されていますので、ご注意ください。

お問合せ先

市営住宅課 096-328-2461

4. 生活面への支援

4-1 被服、寝具その他生活必需品の支給

健康福祉政策課 096-328-2340

豪雨により被災された方に、被服、寝具その他生活必需品の支給を行います。

対象となる方

豪雨災害により住居が床上浸水、半壊又は全壊の被害を受けた方のうち、生活必 需品の喪失などにより日常生活を営むことが困難な方

■支給の限度額

家屋の被災状況及び世帯人員数により、次の金額の範囲内での支給になります。

区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	1人増す ごと加算
全壊	20,300円	26,100円	38,700円	46,200円	58,500円	8,500円
半壊	6,700円	8,900円	13,400円	16,300円	20,500円	2,900円

[※]区分の半壊には、大規模半壊、中規模半壊及び床上浸水を含みます。

■支給品一覧

品 名	金額	品 名	金額
男性用肌着(半袖2枚)	1,030円	女性用肌着(キャミソール又はノ ースリーブ 2 枚)	1,040円
男性用トランクス(1 枚入り)	550円	男性用トランクス(2枚入り)	770円
女性用ショーツ(1 枚入り)	550円	女性用ショーツ(2枚入り)	770円
男性靴下(1足)	520円	女性靴下(1足)	360円
寝具(敷き布団、掛け布団等 6 点シングルセット)	5,720円	タオルケット(シングル)	1,160円
フェイスタオル(5 枚入り)	600円	トイレットペーパー(12個入り)	330円
ティッシュペーパー(5 個入り)	220円	紙おむつ(子供用)※パンツタイプ	1,070円
紙おむつ(子供用)※テープタイプ	1,460円	紙おむつ(大人用)※パンツタイプ	1,040円
紙おむつ(大人用)※テープタイプ	2,240円	やかん(2.5L) H対応	1,200円
両手鍋(20cm) 旧対応	1,360円	フライパン(26cm) 旧対応	930円
包丁	760円	まな板	600円
茶碗	300円	箸	160円
バケツ (8L)	490円		

お手続き

■申請方法

各区役所福祉課窓口での申請 又は 下記の申込フォームからお申込ください。 https://logoform.jp/form/TGU5/1241331



■窓口受付時間

午前9時~午後4時 月~金曜日(祝日除く)

■必要なもの

(窓口申請の場合)

- 申請書
- ・り災証明書(住家)※写しで可
- 委任状及び代理人の身分を証明するもの(代理人が別世帯の場合)

(電子申請の場合)

- ・り災証明書
- 本人確認書類(免許証、マイナンバーカード等)

■お届け方法

・申請受付後、商品を配送いたします。

■お問合せ先

[中央区福祉課] 096-328-2312[東 区福祉課] 096-367-9127[西 区福祉課] 096-329-5403[市 区福祉課] 096-357-4129[北 区福祉課] 096-272-1118[健康福祉政策課] 096-328-2340

■申請期限

令和7年(2025年)10月24日(金)

4-2 熊本市自家用車等被災者移動支援事業

公共交通推進課 096-328-2522

公共交通機関(JR九州は除く)を無料※で乗車できる共通乗車券を交付します。 ※タクシー利用の際は乗車料金から300円を割引

令和7年8月10日からの大雨被害により、所有又は使用する自家用車やバイク等が被災して使用できなくなった世帯に対する日常生活に必要な移動支援として、公共交通機関で一定期間利用可能な共通乗車券を交付します。

対象となる方

以下の条件を全て満たす方

- (1) 熊本市内に居住している方
- (2) 所有又は使用する自家用車(レンタカーを除く)やバイク等が被災して使用できなくなった方で代替車の確保ができていない方
- ※自家用車が被災した世帯については、支援対象者と同居する世帯員(O歳児を除く)にも共通乗車券を交付します。

■支援の対象となる自家用車

- ・ 普通自動車 (ナンバープレートの分類番号が1~8で始まる自家用車)
- 軽自動車(ナンバープレートの分類番号が4~8で始まる自家用車)

■支援の対象となるバイク等

- 総排気量 125cc 超又は定格出力 1.0kW 超のバイク
- 一般原動機付自転車

(総排気量 125cc 以下又は定格出力 1.0kW 以下のバイク)

※特定小型原動機付自転車(電動キックボード等)を除く。

共通乗車券について

■配布数

1人当たり40枚

※共通乗車券を利用する際に乗務員等に提示が必要な交通支援カードを併せて交付します。

■共通乗車券が利用できる公共交通機関

- ・熊本市を一部でも通過する路線バス(一部の路線バスを除く)
- 熊本市電
- 電鉄電車

- ・熊本市乗合タクシー、チョイソコくまもと(西南・植木)
- ・ 熊本市内を出発又は到着するタクシー(市タクシー協会に加盟事業者に限る)

<利用できない路線バスは以下のとおり>

- 空港リムジンバス
- ・阿蘇くまもと空港直行便
- ・快速バス (あまくさ号・たかもり号)
- ・高速特急バス(ひのくに号、りんどう号、なんぷう号、きりしま号、たかちほ号、 やまびこ号、夜行バスサンライズ号、九州横断バス)

■共通乗車券の有効期限

令和7年9月12日(金)から12月31日(水)まで

お手続き

■申請受付について

Web 申請(LoGo フォーム)又は窓口で申請してください。

※詳細は市ホームページでご確認ください。

令和7年8月10日からの大雨被害で通勤・通学や日常生活の移動にお困り の方へ (熊本市自家用車等被災者移動支援事業) / 熊本市公式サイト

【申請受付期間】

OWeb

令和7年9月12日(金)から11月10日(月)まで

〇窓口

令和7年9月12日(金)から11月10日(月)まで 月曜から金曜(祝日除く)の午前9時から午後4時まで

【申請受付•交付窓口】

公共交通推進課(市役所本庁舎 11 階)

■交付期間について

令和7年9月12日(金)から11月10日(月)まで 月曜から金曜(祝日除く)の午前9時から午後4時まで ※Web申請の場合でも、交付窓口で直接お渡しします。

■必要なもの

- 熊本市地域交通共通乗車券交付申請書
- 支援対象者の身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード(表面))
- 被災した自家用車又はバイク等の車検証等の写し

- 廃車している場合は、廃車証明書等
- 被害状況を写した写真(ナンバープレートが確認できるもの)
- 自家用車が被災した方と同居する世帯員の身分証明書(運転免許証、マイナン バーカード(表面)、健康保険証のいずれか)
- (Web 申請の場合で代理人が交付を受ける場合) 交付に関する委任状
- (窓口申請を代理人が行う場合) 申請及び交付に関する委任状
- 代理人本人の身分証明書(運転免許証又はマイナンバーカード(表面))

■お問い合わせ先

公共交通推進課 096-328-2522

4-4 畳替費用の助成(住民税非課税世帯対象)

健康福祉政策課 096-328-2340

令和7年8月豪雨により被災され、畳替が必要になった世帯(住民税非課税世帯対象)に対し、畳替費用を支給します。

対象となる方

熊本市の住民税非課税世帯で、床上浸水の被害を受けて自己負担で畳替を行った世帯(生活保護受給世帯を除く)

※り災証明書の追加記載事項欄の浸水区分が「床上浸水」となっている世帯

申請期限

令和7年11月28日(金)

助成金額

1 枚当たりの支給上限9,000 円支給対象枚数上限12 枚

お手続き

■申請受付窓口 各区役所福祉課

■受付時間

午前9時~午後4時 月~金曜日(祝日除く)

■お問合せ先

[中央区福祉課] 096-328-2312 [東 区福祉課] 096-367-9127[西 区福祉課] 096-329-5403 [南 区福祉課] 096-357-4129[北 区福祉課] 096-272-1118 [健康福祉政策課] 096-328-2340

■必要なもの

- 口座情報のわかるもの ※通帳の写しなど
- り災証明書の写し(浸水区分が床上浸水であるもの)
- 本人確認書類の写し
- ・畳替に係る領収証の写し※宛名人が申請者。但し書きにおいて畳替代であることがわかるもの
- その他請求者が畳替の費用負担をしていることがわかる書類※法務局の建物登記事項証明書(持家の場合)、賃貸借契約書の写し(借家の場合)など
- 委任状(請求者以外を受取人にする場合)
- ※その他必要な申請書等は、窓口にて配布します。

■お問合せ先

健康福祉政策課 096-328-2340

廃棄物計画課 096-328-2359

災害により発生したごみのうち、市の処理施設で処理できるものは、直接市の施設(東部・西部環境工場、扇田環境センター)に持ち込むことができます。持ち込まれる災害ごみにつきましては、ごみ処理手数料を免除いたしますので、搬入前にお手続きをお願いします。

なお、事業所から出る災害ごみについては、一般家庭から出るものと取り扱いが 異なりますので、「6. 事業者に関すること」の項目をご確認ください。

搬入先

災害ごみの種別	持ち込み先	住所	電話	受入時間
燃えるもの	東部環境工場	東区戸島町 2570 番地	380-8211	月~土
(例:木製の家具類、プラスチック類、木くず等)	西部環境工場	西区城山薬師2丁目12-1	329-0900	8:30~16:30
燃えないもの (例: ガラス、 陶磁器等)	扇田環境センター	北区貢町 1567番地	245-2696	月~± 8:30~16:30

申請先

■申請受付窓口

廃棄物計画課、各区総務企画課

■受付時間

月曜日~金曜日 午前8時30分~午後5時15分

お手続き

- ■被災者本人が免除手続きをする場合
 - (1) り災証明書(コピー) 又はり災の状況がわかる写真(※1)
 - (2)市の施設へ持ち込む廃棄物の写真(※1)
- ■収集運搬業者等に手続きの代行を依頼する場合
 - (1)り災証明書(コピー)又はり災の状況がわかる写真(※1)
 - (2)市の施設へ持ち込む廃棄物の写真(※1)
 - (3)委任状 (委任者の押印が必要)
 - ※1…写真のデータをコピー用紙に印刷したものも可
 - (注意)搬入する車両の車番(ナンバー)と各施設への搬入回数を受付時にお聞き しますので、必ず控えてお越しください。

災害ごみの収集について

災害ごみの収集は、9月12日をもって終了いたしました。

4-7 災害時における飲用井戸水等の水質検査

環境総合センター 096-379-2511

市内において大雨等により、飲用している井戸が浸水した等の被害があった世帯に対して、飲用井戸水の水質検査を実施します。

対象となる方

被災された個人住宅で井戸水を飲用水としている世帯(上水道の未給水世帯)

お手続き

■検査の予約受付期間

令和7年(2025年)10月31日(金)まで

■検査の予約・持ち込み先

熊本市環境総合センター 熊本市東区画図町所島404-1 電話番号 096-379-2511

(予約は午前8時30分から午後5時まで、土日祝日を除く)

※必ず事前に電話でご予約をお願いします。

■井戸水の持ち込み時間

午前8時30分から午後3時まで(土日祝日は除く)

※詳細は検査予約の際にご案内します。

■必要なもの

(1) 井戸水

- 〇専用の採水容器を熊本市環境総合センターでお渡ししますので、その容器に 検査する井戸水を入れてご持参ください。
 - ※容器を取りに来られない方は未開封のミネラルウォーターのペットボトル(500mLを2本)を空にして当日の井戸水を採取してください。
 - ※詳しい採水方法は、ご予約時にご案内します。
- (2) り災証明書(住家)、又は被災が確認できる写真等

■検査料

無料

- ■検査内容
- 化学的検査
- •細菌学的検査 計10項目
- ■結果の通知

受付から概ね7日程度

※自宅へ郵送します。電話での問い合わせにも対応します。

■お問合せ先

環境総合センター 096-379-2511

4-8 消費生活相談

熊本市消費者センター 096-353-2500

今回の豪雨災害に伴い、賃貸アパートからの退去、住宅修理工事等事業者とのトラブルや不審な電話・訪問などに関するご相談を受け付けています。

相談窓口

■熊本市消費者センター 相談ダイヤル 096-353-2500 相談日 月〜金、(祝日、年末年始を除く) 時 間 午前9時〜午後5時 ※面談は事前予約制

災害に便乗した悪質商法にご注意くださいのホームページもご覧ください。 災害に便乗した悪質商法にご注意ください / 熊本市公式サイト

4-9 障がい者の福祉用具の再給付

障がい福祉課 096-361-2519 各区役所福祉課

豪雨災害による家屋浸水などにより使用できなくなった福祉用具の再給付を行います。

対象となる方

障がい者手帳をお持ちの方で、今回の大雨により、以前熊本市から給付を受けた 福祉用具の使用ができなくなった方

※ 詳細は、【お問合せ先】にご相談ください。

お手続き

■申請受付窓口

各区役所福祉課

■受付時間

8時30分から17時15分

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

- (1) 身体障がい者手帳
- (2) 破損状況が分かる写真等

※その他必要書類がございますので、まずはお問い合わせください。

■対象の福祉用具

【障がい者日常生活用具】

- ・介護用ベッド
- 入浴補助器具
- たん吸引器
- ・ネブライザー(吸入器)
- ・ストーマ装具 など

【補装具】

- 車椅子
- 電動車椅子
- 歩行器
- 補聴器 など

■お問合せ先

中央区役所福祉課096-328-2313東区役所福祉課096-367-9177西区役所福祉課096-329-5403南区役所福祉課096-357-4129北区役所福祉課096-272-1118障がい福祉課096-361-2519

4-10 こころの健康相談

こころの健康センター 096-362-8100

災害後には、様々な心の不調が現れることがあります。また、被災後時間が経ってから症状が現れる方もいます。

こころの健康に関するご相談は、以下の電話や SNS にて受け付けております。

対象となる方

熊本市民

電話相談窓口

・こころの健康センター(ウェルパルくまもと3階)096-362-8100 平日 午前9時~午後4時

・熊本こころの電話

096-285-6688 年中無休 午前 11 時~午後 6 時 30 分

・熊本いのちの電話

096-353-4343 年中無休 24 時間

0120-783-556 ※毎月 10 日はフリーダイヤルで実施

よりそいホットライン0120-279-338 年中無休 24 時間

SNS 相談窓口

・こころの悩み相談@熊本連携中枢都市圏 毎週火曜・日曜 午後 6 時~午後 10 時 QR コードから LINE で「友達に追加」をしてご相談ください。



こころの悩み相談@熊本県毎週月曜・水曜・金曜 午後6時~午後10時QRコードからLINEで「友達に追加」をしてご相談ください。



4-11 食品に関する衛生相談

食品保健課 096-364-3188

食品保健課では、食品に関する衛生相談を受け付けています。

対象となる方

- ・熊本市にお住まいの方
- ・ 熊本市内で営業を行う食品関係事業者等

■相談内容

- 食品の取扱い、表示、保存方法、食中毒等の健康被害等に関すること
- ・被害を受けた食品関係施設の衛生管理や営業再開に向けた対応等に関すること

■相談窓□

食品保健課 096-364-3188

■受付時間

午前8時半~午後5時(土・日・祝日を除く)

4-12 外国人の方向けの相談窓口

国際課 096-328-2070

外国人の方の生活全般について、情報提供や相談対応を行う一元的窓口です。お 気軽にご相談ください。

対象となる方

在住外国人、市民、外国人を受け入れている機関等

概要

■申請受付窓口

熊本市国際交流会館 2 階(熊本市外国人総合相談プラザ)

■受付時間

会館の開館日

※休館日 第2・第4月曜日(祝日の場合は直近の平日)

午前 10 時~午後 6 時

■対応言語

23言語

■連絡先

電話番号 096-359-4995 メール soudan@kumamoto-if.or.jp

4-13 無料法律相談(弁護士)

広聴課 096-328-2075

無料法律相談(弁護士)は下記で行っております。

対象となる方

熊本市に住民登録をされている方で個人の相談に限る (同一内容の再相談や継続相談は受けられません)

相談窓口

■相談日:月、水、金曜日(祝日を除く)

■時 間:午後1時~午後4時 ※ 相談時間は、1人20分です。

■場 所:熊本市役所3階 広聴課相談室

■予 約:相談日の2週間前の週の月曜日(祝日の場合は翌日)より先着順

相談方法

熊本県弁護士会に所属する会員弁護士が電話によりお答えします。

- ※ 専用番号へ事前に予約申込をお願いします。
- ※ 当日、空きがある場合は、予約なしでも相談を受けられる場合があります。

特別相談予約受付専用 096-234-7499 (平日午前8時30分~午後5時)

4-14 生活にお困りの方の相談は生活自立支援センターへ

保護管理援護課 096-328-2299

家計が苦しい、仕事が見つからない、借金がある、家賃が払えず困っているなど、 生活の維持が難しいとお困りのときは、ひとりで抱え込まずに、生活自立支援センタ ーへご相談ください。

センターは中央区、東区、南区の市内3か所にあります。西区・北区にお住まいの方は区役所での出張相談も行っておりますのでお電話ください。

相談窓口

・中央生活自立支援センター(中央区役所2階)096-328-2795 平日 午前8時30分~午後5時

- ・東生活自立支援センター (東区役所2階)096-367-9233 平日 午前8時30分~午後5時
- ・南生活自立支援センター (南区役所横雁回館)096-358-5571 平日 午前8時30分~午後5時

4-16 災害サポート・レンタカーの無料貸出(日本カーシェアリング協会)

政策企画課 096-328-2035

一般社団法人 日本カーシェアリング協会では、日常生活や片付けなどで車両が 必要な方へ無料で車両の貸出を行います(要予約申込)。

対象となる方

令和7年8月10日からの大雨で被災された方・支援活動を行う団体

- ※被災した法人・団体も申込可能です。
- ※支援活動を行う団体も申込可能ですが、被災者への対応が優先となります。
- ※被災地の事業を請け負う企業、医師から運転を止められている方、支援団体に 所属していない個人のボランティアの方は対象外となります。
- ※75歳以上の方はご家族の同意が必要です。

貸出概要

■貸出期間

貸出車の準備ができ次第、個別に連絡があります。申込時点では貸出日をお伝えできませんので、ご了承ください。

- ・軽乗用車、普通車:最長 14 日間(期間中何度でも利用可)
- 軽トラック、軽バン、軽乗用車:最長3日間(期間中何度でも利用可)
- ※車両返却後に再申込みいただけます。
- ※令和7年12月25日までの期間となります。

■貸出場所

西部公民館(西区役所 旧館)

住所:熊本市西区小島2丁目7-1

※貸出場所に直接お越しいただいても貸出できません。予約申込が必要です。

■利用料金

無料 ※ガソリン代は自己負担となります。満タンでご返却ください。

お手続き

貸出を希望される場合は事前に予約申込が必要です。事前の予約申込がない場合、 貸出場所に直接お越しいただいても貸出できません。

申込をしていただいてから申込順での貸出調整となります。申込時点では貸出日 をお伝えできないことをご了承ください。

■予約申込先

一般社団法人 日本カーシェアリング協会





- (2) 電話による申込(受付時間:午前9時半から午後4時まで ※水曜休み) 050-5799-4740
- ※西区役所ではご相談等お受け付けしておりません。
- ※お電話は大変混み合っております。可能な方は、インターネットからお申込み ください。

■貸出条件

- (1) 運転免許証の提示(運転する方全員分必要。申込者以外はコピー・写真可。)
- (2) 携帯電話の所有
- (3)被災の証明(被災状況のわかる写真等)
 - ※携帯電話や被災を証明できるものがない場合は、以下のお問い合わせ先へご 相談ください。
 - ※支援活動を行う団体は、活動実態を証明できる広報物などの提出が必要です ((3)は不要です)。

■お問合せ先

一般社団法人 日本カーシェアリング協会 050-5799-4740

5. 各種減免・支払いの猶予等

5-1 市税の減免

市民税課 096-328-2183

固定資産税課 096-328-2195

豪雨災害により被害を受けられた方は、被害の程度に応じて市税の減免を受けられる場合があります。

対象となる税目

1 個人市民税

〇居住する住宅に被害を受けられた方

	損害の程度		
前年中の 合計所得金額	半壊又は中規模半 壊相当のとき	大規模半壊相当 のとき	全壊相当のとき
2017/110 2 02	軽減又は免除の割合		
500万円以下	2分の1	4分の3	全額
750万円以下	4分の1	8分の3	2分の1
1,000万円以下	8分の1	16分の3	4分の1

〇所有する住宅または家財に被害を受けられた方

	損害の程度		
前年中の 合計所得金額	10分の2以上 10分の4未満	10分の4以上 10分の5未満	10分の5以上
		軽減又は免除の割合	
500万円以下	2分の1 4分の3 全額		全額
750万円以下	4分の1 8分の3 2分の1		2分の1
1,000万円以下	8分の1	16分の3	4分の1

○農作物に被害を受けられた方

災害によって受けた農作物の減収による損害額が平年の収入額の10分の3以上ある方(前年中に農業所得以外の所得が400万円超ある方を除く)

前年中の合計所得金額	軽減又は免除の割合
300万円以下	全額
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1,000万円以下	10分の2

2 固定資産税

〇著しく価値を減じた固定資産(土地、家屋、償却資産)を有する方 損害の程度と減免割合は以下のとおりです。

〇 土地

災害により流失、水没、埋没、崩壊等(冠水含む)により作付不能又は使用不能となったもの

損害の程度と減免割合(土地)

被害面積が当該土地の面積に占める割			る割合	
損害の程度	2割以上4割 4割以上6割 6割以上8割 未満 未満			
減免割合	10分の4	10分の6	10分の8	10分の10

〇 家屋

損害の程度と減免割合(家屋)

損害の程	当該家屋の価格において減じられた割合			
度	2割以上4割未満(1)	4割以上5割未満(2)	5割以上(3)	
減免割合	10分の4	10分の6	10分の10	

- (1) り災証明書において、半壊・中規模半壊程度の損害を指します。
- (2) り災証明書において、大規模半壊程度の損害を指します。
- (3) り災証明書において、全壊程度の損害を指します。

〇 償却資産

損害の程度と減免割合(償却資産)

	当該償却資産の			
損害の程度	2割以上4割未満	4割以上6割未満	6割以上 大修理を必要 とする場合	原形をとどめ ないとき又は 復旧不能のと き
減免割合	10分の4	10分の6	10分の8	10分の10

3 事業所税

○事業所用家屋等が滅失、使用不能等の被害を受けられた方

※個人市民税、固定資産税(家屋)については、被害の程度が準半壊、一部損壊の 方は対象外です。

お手続き

■申請受付窓口

1 個人市民税

市民税課 096-328-2183

各区役所税務室(電話でのお問合わせは市民税課でお受けします。)

2 固定資産税

固定資産税課 096-328-2195

各区役所税務室(電話でのお問合わせは固定資産税課でお受けします。)

3 事業所税

市民税課 096-328-2173 (法人課税班)

各区役所税務室(電話でのお問合わせは市民税課でお受けします。)

■受付時間

平日 午前8時30分~午後5時15分

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

- ・ 減免申請書 (窓口に設置されています。)
- ・り災証明書 ※写し可
- り災証明書(農林水産業関係) ※農作物に被害を受けられた方
- ・損害保険等の契約書、支払明細書 ※保険金等による補てんがある場合
- ・農業共済等の支払明細書 ※共済金等による補てんがある場合

■申請期限

令和8年(2026年)3月31日

5-2 市税の納税の猶予

納税課 096-328-2204

豪雨災害による被害の状況により、市税の納税を猶予できる場合があります。

対象となる方

豪雨災害により被害にあった方

お手続き

■申請受付窓口

納税課 096-328-2204

5-3 各種証明書の交付手数料の免除

市民税課 096-328-2181 戸籍住民課 096-328-2031 各区役所区民課 各区役所税務室 各総合出張所(含:芳野分室)

り災証明書の交付を受けられた方で、災害に関する手続きに使用する場合は、次の 証明書の交付手数料が免除できます。

対象となる方

り災証明書の交付を受けられた方

証明書の種類・取扱窓口

	取扱窓口		
	各区役所区民課	市民税課	各総合出張所
		各区役所税務室	(含 芳野分室)
① 印鑑に関する証明書	0		0
② 住民票記載事項に関する 証明書	0		0
③ 住民票の写しの交付	0		0
④ 印鑑登録証の交付	0	<u>—</u>	0
⑤ 所得課税証明書	0	0	0
⑥ 固定資産関係証明書	0	0	0
⑦ 納税証明書(車検用を含む)	0	0	0
⑧ 滞納がないことの証明書 滞納処分を受けたことがない ことの証明書	_	0	
その他の税証明書			

- ※ ⑤~⑧の証明書の交付手数料は次の事由の場合に免除します。
- (1) り災した住家に係る損害保険金の請求
- (2) 災害復旧のための融資の申請
- (3) 税証明の提出が義務付けられている災害復旧のための国又は地方公共団体の援助を受ける手続き
- (4) り災者を対象とする公営住宅の入居の申請

お手続き

窓口に、り災証明書をご持参ください。 ※コンビニ交付は免除の対象外です。

■受付時間

午前8時30分~午後5時15分(土日祝日、年末年始を除く)

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

- (1) り災証明書
- (2) 本人確認ができるもの
- (※)証明書の種類や窓口に来られた方によって、別途書類が必要な場合があります。詳細は、お問合せ先にご相談ください。

■お問合せ先

◆①~⑦について

中央区役所区民課	096-328-2245
東区役所区民課	096-367-9124
西区役所区民課	096-329-8503
南区役所区民課	096-357-4126
北区役所区民課	096-272-6900

◆5~8について

市民税課	096-328-2181
東区役所税務室	096-367-9138
西区役所税務室	096-329-1174
南区役所税務室	096-357-4143
北区役所税務室	096-272-1114

5-4 マイナンバーカード等の再交付手数料の免除

戸籍住民課 096-328-2067 マイナンバーカードセンター 096-277-1869

豪雨災害の影響によりマイナンバーカードを紛失等した場合は、無料でカードの再 交付の申請を行うことができます。

対象となる方

令和7年8月10日以前に、マイナンバーカードを受け取られている方で、り災 証明書の交付を受けられた方

対象のお手続き

マイナンバーカード及び電子証明書の再交付手続き

お手続き内容

■取扱窓□

熊本市マイナンバーカードセンター(大劇会館) 各区役所区民課マイナンバーカード特設窓口

■受付時間

	熊本市マイナンバーカードセンター (大劇会館)	各区役所区民課
受付時間	月・火・木曜/9:00~16:30 水曜/9:00~18:30 日曜/9:00~15:00	平日/8:30~16:30
休業日	金・土曜・祝日 第3土曜の翌日曜(システムメンテナン ス日) 年末年始	土•日曜•祝日 年末年始

■手続き方法

マイナンバーカードの通常発行に加え、特急発行(申請から1週間程度で住所地へ直接カードを簡易書留(転送不要)・速達により郵送交付する方法)による手続きも可能です。

お手続きには、本人確認書類に加え、り災証明書(※)が必要となります。

(※) 特急発行をご希望の場合は、り災証明書の発行日から 30 日以内に手続きをしていただく必要があります。

詳細については、熊本市マイナンバーカードコールセンターに問い合わせください。

■お問合せ先

熊本市マイナンバーカードコールセンター 096-277-1869

5-5 パスポートの発給手数料等の減免

戸籍住民課 096-328-2031

各区役所区民課

り災証明書の交付を受けられた方について、パスポートの発給手数料等が減免されます。

対象となる方

- (1) り災証明書が「全壊」から「半壊」、または「床上浸水」の方
- (2)8月10日時点で熊本市に住民票を有している、または有していた方

お手続き

「必要なもの」をご持参の上、窓口でお手続きください。

注意事項

- (1)減免できるのは、窓口申請のみです。(オンラインからの電子申請は減免できません。)
- (2) 新たに発給申請をする場合、減免対象となります。 交付時に申し出て減免することはできません。
- (3) 手数料の還付は行いません。

■窓□

各区役所区民課

■申請時間

午前9時~午後4時30分(平日のみ)

■交付時間

午前9時~午後5時(平日のみ)

※中央区役所のみ土日も交付を行います。

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

- (1) り災証明書(原本)
- (2) 住民票の写しまたは戸籍の附票の写し(原本)
- (3) 通常の申請に必要な書類一式(写真、戸籍謄本、本人確認書類 等)

■お問合せ先

中央区役所区民課 096-328-2238 東区役所区民課 096-367-9124 西区役所区民課 096-329-8503 南区役所区民課 096-357-4126 北区役所区民課 096-272-6900

5-6 水道料金・下水道使用料の減免

上下水道局料金課(お客さまセンター) 096-381-1118

被災された方の水道料金及び下水道使用料を減免します。

対象となる方

床下浸水以上の被害を受けた方 ただし、床下浸水がなかった場合でも、準半壊以上の被害を受けた方は対象

対象期間

り災日(令和7年8月10日)以降の8月検針地区の方は、令和7年9月請求分及び10月請求分を、9月検針地区の方は、令和7年10月請求分及び11月請求分を減免します。

ただし、8月検針時において使用水量の増加が確認できない場合は、10月検針分 (11月請求分及び12月請求分)を減免します。

減免内容

り災に伴い増加した水道使用量に相当する上下水道料金 例:前年同期の使用期間における使用水量と同水量を超える水量等

お手続き

■申請受付窓口

上下水道局料金課(平日 午前8時30分~午後5時15分)

■必要なもの

- ・り災証明書(住家)※写し可
- ・事業者の方は商業金融課より「り災証明書(店舗・事務所等)」の発行を受けた方 ※写し可

■お問合せ先

上下水道局料金課(お客さまセンター) 096-381-1118

5-7 水道料金・下水道使用料の減免(公営住宅等入居者向け料金免除)

上下水道局料金課(お客さまセンター) 096-381-1118

被災により公的賃貸住宅に入居された方の水道料金及び下水道使用料を免除します。

対象となる方

令和 7 年 8 月豪雨により、熊本市内の無償で提供される公営住宅(市営・県営) 及び賃貸型応急住宅(みなし仮設住宅)に一時入居される方

対象期間

熊本市内の無償で提供される公営住宅(市営・県営)及び賃貸型応急住宅(みなし 仮設住宅)に入居されている期間

お手続き

原則、上下水道局へのご連絡は必要ありません *必要に応じて各種申請書等をお願いする場合があります。

■お問合せ先

上下水道局料金課(お客さまセンター) 096-381-1118

5-8 農業集落排水処理施設使用料の減免等

北東部農業振興センター農業振興課 096-272-1117 西南部農業振興センター農業振興課 南農業振興室 0964-28-3115

被災された方の農業集落排水処理施設使用料を減免します。

対象となる方

床下浸水又は半壊以上の被害を受け、り災世帯名簿に掲載された方

お手続き

■申請窓口

●北区植木町(田底中部地区、山東東部地区)にて使用されている方

北東部農業振興センター農業振興課(北区役所内) 096-272-1117

●南区城南町(塚原藤山地区、鰐瀬陳内地区)にて使用されている方

西南部農業振興センター農業振興課 南農業振興室(城南まちづくりセンター内) 0964-28-3115

■受付時間

平日 午前8時30分~午後5時15分

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

- (1) 減免申請書(窓口に設置されています)
- (2) り災証明書(住家) ※コピー可
- (3) 印鑑 ※認印可

■お問合せ先

北東部農業振興センター農業振興課 096-272-1117 西南部農業振興センター農業振興課 南農業振興室 0964-28-3115

5-9 国民健康保険料の減免

国保年金課 096-328-2290 各区役所区民課

豪雨被害より支払いが困難になった国民健康保険の保険料について、被害状況に 応じて減免が受けられる場合があります。減免を受けるには申請が必要です。

※ 現時点においての要件となっています。今後、国からの通知により対象となる方や対象保険料等が変更になる場合があります。

対象となる方

国民健康保険の世帯主又は被保険者が所有し、居住する家屋が床上浸水の被害を 受けた方

対象保険料

令和7年8月から令和8年7月分までの保険料

申請期限

令和8年8月31日(月)

※申請期限までにお手続き出来ない場合は、下記申請窓口へお申し出ください。

お手続き

令和8年度対象保険料の減免については、令和7年度分を申請されている方は、 申請の必要はありません。

■申請窓口 (受付時間:平日 午前8時30分~午後5時15分)

国保年金課 096-328-2290 東区役所区民課 096-367-9125 西区役所区民課 096-329-1198 南区役所区民課 096-357-4128 北区役所区民課 096-272-6905

■必要なもの

- (1) 資格確認書又はマイナ保険証(資格情報のお知らせ)
- (2) り災証明書【住家】(床上浸水)※写し可
- (3)被害の内容及び程度が確認できるもの

5-10 国民健康保険医療費の一部負担金(窓口負担)の減免等について

国保年金課 096-328-2290 各区役所区民課

災害や失業など特別な理由により、収入が一定額以下になった場合は、申請により、明治担金(医療機関の窓口で支払う額)の減免や徴収猶予が認められることがあります。

対象となる方

- (1) 震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により、その世帯の被保険者が死亡し、身体障がい者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。
- (2) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁、その他これらに類する 理由により収入が減少したとき。
- (3) 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が減少したとき。
- (4) 前各号に掲げる事由に類する事由があったとき。
- ※減免には細かな基準が設けてあり、上記**事由に該当**しても判定基準に基づいて審 査した結果**減免非該当**となる場合があります。
- ※徴収猶予は、6ヶ月以内の期間に限り行います。減免は、3ヶ月以内の期間に限り行います。
- ※(1)の事由により減免等の申請ができる期間は、災害の発生した日の属する月から起算して1年以内の期間です。

お手続き

以下の窓口に「必要なもの」を持ってお越しいただき、申請書等の記入を行っていただきます。

■申請受付窓口

中央区役所区民課 096-328-2278 東区役所区民課 096-367-9125 西区役所区民課 096-329-1198 南区役所区民課 096-357-4128 北区役所区民課 096-272-6905

■受付時間

平日 午前 8 時 30 分~午後 5 時 15 分

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。また、書類の追加提出をお願いする場合

があります。

- (1) 資格確認書又はマイナ保険証(資格情報のお知らせ)
- (2) 収入が分かる書類(給与明細書、離職票、年金額確定通知等)
- (3) 預貯金通帳
- (4) 家賃証明(家賃の支払いがある場合)
- (5) その他、事由に応じた提出物 (下記のいずれかの書類)
 - ≪所有かつ居住する住家が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方の 場合≫
 - ・り災証明書
 - ≪被保険者が資産に重大な損害を受けた場合≫
 - ・被害金額が財産価格の1/3以上の損害を受けたことが分かる書類
 - ≪被保険者が死亡した場合≫
 - 死亡診断書、死体検案書、死亡診断書に準じる医師による証明書
 - ≪被保険者が身体障がい者となった場合≫
 - 身体障害者手帳
 - ≪被保険者が業務を廃止・休止した方の場合≫
 - ・公的に交付される書類であって、事実の確認が可能なもの(税務署に提出する廃業届、異動届の控え等)
 - ≪被保険者が病気などで失職し、現在収入がない方の場合≫
 - ・雇用保険の受給資格証、事業主等による証明、医師の診断書等

■お問合せ先

国保年金課 096-328-2290

5-11 後期高齢者医療保険料の減免

国保年金課 096-328-2290 各区役所区民課

豪雨被害により支払いが困難になった後期高齢者医療の保険料について、被害状況 に応じて減免が受けられる場合があります。減免を受けるには申請が必要です。

対象となる方

次の要件①~④のいずれかに該当する後期高齢者医療制度の被保険者。

① 被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに 類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた こと。

被害区分	損害の程度	申請
全壊 (流出を含む)・全焼	5/10	可
半壊・半焼・大規模半壊	3/10	可
一部損壞•部分燒•床下浸水	3/10以下	不可

- ② 被保険者の属する世帯の世帯主が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- ③ 被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- ④ 被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

対象保険料

令和7年8月~令和8年7月までの保険料

お手続き

■申請受付窓口

中央区役所区民課 096-328-2278 東区役所区民課 096-367-9125 西区役所区民課 096-329-1198 南区役所区民課 096-357-4128 北区役所区民課 096-272-6905 国保年金課(郵送) 096-328-2290

T860-8601

熊本市中央区手取本町 1番1号

■必要なもの

- ※申請内容によって提出書類が違います。詳しくはお問い合わせください。
 - ① 申請書
 - ② 資産価値のわかるもの
 - ③ 損害の程度及び内容がわかるものの写し(り災証明等)
 - ④ 損害補填額のわかるものの写し(損害保険会社の保険金振込通知書等)
 - ⑤ 確定申告書または前年中の所得がわかる書類の写し
 - ⑥ 医師の診断書の写し
 - ⑦ 入院証明書の写しや入院がわかるものの写し
 - 8 死亡した事実がかわるものの写し
 - ⑨ 障害手帳または障害の程度がわかる証書の写し
 - ⑩ 申請年の給与支払証明書等支払額がわかるものの写し
 - ⑪ 年金証書または年金振込通知書の写し
 - (12) 失業、退職又は解雇された理由の分かるもの
 - ③ 事業を休廃止したことが分かるもの
 - (4) 申請年の収入額がわかるものの写し
 - (15) 雇用保険の受給資格の分かるもの
 - ⑥ 年金額改定通知書の写し(離職による額改定があった場合のみ)
 - ⑪ 借入残高証明書等の写し
 - ⑱ 災害による農作物等の不作、不漁等の事実を証明する書類の写し
 - ⑨ 平年における当該農林漁業生産物の収入額がわかる書類の写し(過去5か年分の確定申告書など)
 - ※要件①の場合は、①・②・③・④·⑤の書類
 - 要件2の場合は、1・5・6・7・8・9・10・11の書類
 - 要件③の場合は、①・⑤・⑪・⑫・⑬・⑭・⑮・⑪の書類
 - 要件4の場合は、1・4・5・18・19の書類
 - の書類が必要となります

■受付時間

平日 午前8時30分から午後5時15分

■お問合せ先

中央区役所区民課	096-328-2278
東区役所区民課	096-367-9125
西区役所区民課	096-329-1198
南区役所区民課	096-357-4128
北区役所区民課	096-272-6905
国保年金課	096-328-2290

5-12 後期高齢者医療一部負担金の減免

国保年金課 096-328-2290

各区役所区民課

豪雨被害により支払いが困難になった一部負担金について、減免を受けられる場合があります。減免を受けるには申請が必要です。

対象となる方

次の要件①、②、③、④又は⑤のいずれかに該当する状態となり、生活が困窮し、 一部負担金の支払いが困難と認められる後期高齢者医療制度の被保険者

- ① 被保険者又は被保険者の属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- ② 被保険者の属する世帯の世帯主が干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく収入が減少したこと。
- ③ 被保険者の属する世帯の世帯主が事業又は業務の休廃止、失業等により著しく 収入が減少したこと。
- ④ 被保険者の属する世帯の世帯主が重篤な疾病又は負傷により死亡し、心身に重大な障害を受け、又は長期入院したこと(ただし、当該世帯が当該被保険者のみの世帯である場合を除く。)
- ⑤ 全各号に掲げる事由に類する事由があったとき。

申請期限

令和7年10月31日(金)(特別な理由がない場合)

お手続き

■申請受付窓口

中央区役所区民課 096-328-2278 東区役所区民課 096-367-9125 西区役所区民課 096-329-1198 南区役所区民課 096-357-4128 北区役所区民課 096-272-6905 国保年金課(郵送) 096-328-2290 〒860-8601

熊本市中央区手取本町 1 番 1 号

■受付時間

平日 午前8時30分から午後5時15分

■必要なもの

※申請内容によって提出書類が違います。詳しくはお問い合わせください。

- ①生活状況申告書及び収入状況申告書
- ②給与証明書
- ③ 後期高齢者医療資格確認書
- ④ 申請書
- ⑤ り災証明書
- ⑥ 死亡診断書、死体検案書。死亡診断書に準ずる医師による証明書
- ⑦ 医師の診断書
- ⑧ 警察に提出した行方不明の届出の写し等
- ② 公的に交付される書類であって、事実の確認が可能なもの(税務署に提出する廃業届、異動届の控え等)
- ⑩ 雇用保険の受給資格証、事業主等による証明
- ⑪ 預貯金等申告書
- ① 医療機関の領収書
- (13) 世帯状況申告書
- 他 同意書
- 15 申立書

■お問合せ先

中央区役所区民課	096-328-2278
東区役所区民課	096-367-9125
西区役所区民課	096-329-1198
南区役所区民課	096-357-4128
北区役所区民課	096-272-6905
国保年金課	096-328-2290

5-13 国民年金保険料の免除

国保年金課 096-328-2280 各区役所区民課 各総合出張所

国民年金第1号被保険者で、被災された方について、年金保険料納付が免除となる場合があります。

対象となる方

国民年金第 1 号被保険者で被災により住家・家財などに2分の1以上の損失があった国民年金保険料の納付が困難な方。

- ※保険などによる補てんがある場合はその分を控除。
- ※り災証明書(コピー可)もお持ちいただければ参考にさせていただきます。

お手続き

■申請窓口

各区役所区民課、各総合出張所

■必要なもの

- (1) 国民年金保険料免除・納付猶予申請書(窓口に用意しています)
- (2) 国民年金保険料免除・納付猶予申請に係る被災状況届(窓口に用意しています)
- (3) り災証明書(コピー可)・被害金額が分かる書類(保険金等が支給された場合)
- (4) 本人を確認できるもの(マイナンバーカード、運転免許証等)

■お問合せ先

熊本西年金事務所	096-353-0142(自動音声案内「2」→「2」)
中央区役所区民課	096-328-2278
東区役所区民課	096-367-9125
西区役所区民課	096-329-1198
南区役所区民課	096-357-4128
北区役所区民課	096-272-6905
河内総合出張所	096-276-1111
天明総合出張所	096-223-1111
城南総合出張所	0964-28-3111
託麻総合出張所	096-380-3111
幸田総合出張所	096-378-0172
清水総合出張所	096-343-9161
龍田総合出張所	096-338-2231
芳野分室	096-277-2001
国保年金課	096-328-2280

5-14 定期予防接種の機会の確保

感染症予防課 096-364-3189

豪雨災害により被災し、対象年齢内に定期予防接種を受けることができなかった方については、以下に該当する場合、公費負担により接種が受けられます。

対象となる方

災害その他これに類する事由が発生したことによりやむを得ず定期予防接種を受けることができず、対象年齢を超えてしまった方

■ 対象期間

被災した日の翌日から起算して2年(高齢者の肺炎球菌感染症及び帯状疱疹については、1年)

- ※ ロタウイルスワクチンは対象外です
- ※ ただし、五種混合・四種混合ワクチンは 15 歳まで、結核(BCG) ワクチン は 4 歳まで、ヒブワクチンは 10 歳まで、小児の肺炎球菌ワクチンは 6 歳までの年齢制限があります

■ お問い合わせ・申請受付窓口

感染症予防課 096-364-3189 〒862-0971 熊本市中央区大江 5 丁目 1-1 ウェルパルくまもと 4 階

■ 必要なもの

り災証明書(コピー可)

※ 事前に手続きをお願いいたします。詳しくは、感染症予防課にお尋ねください。

5-15 介護保険料の減免

介護保険課 096-328-2347

災害等により住宅・家財等の財産について、著しい損害を受けたことが原因で、介護保険料の納付が困難になった場合、申請により介護保険料を減免できる場合があります。詳しくは各区役所の福祉課までお問い合わせください。

要件

- 世帯主又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、災害等により、その財産について著しい損害(保険金及び損害補償等で補填されたものを除く。)を受けた場合。
- ・当該第1号被保険者の属する世帯の賦課期日所属年の前年の合計所得金額が600 万円以下である場合。

減免割合

(1) 災害(水害を除く火災、地震等)により、著しい損害を受けた場合 (規則第13条第1項第1号)

損害程度	当該年度の被保険者区分	減免割合
2割以上	保険料所得段階が第1段階~第3段階	10分の10
(半壊・半焼以上)	保険料所得段階が第4段階~第11段階	10分の4

(2) 水害により、床上浸水以上の損害を受けた場合(規則第13条第1項第2号)

当該年度の被保険者区分	減免割合
保険料所得段階が第1段階~第3段階	10分の10
保険料所得段階が第4段階~第11段階	10分の4

減免対象額

・減免の対象となるのは、減免申請日以降に納期(特別徴収の場合、年金振込日)の 到来する保険料の額(規則第15条第1項)。減免申請日を遡っての減免はできない。

減免対象期間の終期

・災害減免の場合、当該年度を超えて減免することができる。減免対象期間の終期は、 当該事由の発生した翌月から12か月目とする(規則第15条第2項)。なお、減 免申請は年度ごとに必要。

お手続き

■申請窓口

各区役所福祉課

■手続きに必要なもの

【提出書類】※委任状以外は全て必須

提出書類	備考
減免申請書	申請者一人につき 1 枚
収入等の調査に関する同意書	1 世帯につき 1 枚
り災証明書 (写し可)	交付場所 住家(風水害)…福祉課・総合出張所
被害箇所の状況が分かるもの	損害程度の判定に使用(※り災証明書で損害の程度が判
(写真等)	断できない場合のみ提出が必要)
委任状	同一世帯以外の人が申請する場合は必要

- ※ 申請書・同意書の様式は熊本市ホームページに掲載しています。
- ※ 水害で、他市町村で被災している場合…り災証明書の発行自治体に確認する。
- ※ 減免を判定する上で上記必要書類以外の書類を提出していただく場合がございますので、予めご了承ください。

■郵送による申請

【送付先】

・中央区にお住まいの方	〒860-8618 熊本市中央区手取本町1番1号	
	中央区役所福祉課 高齢福祉班 宛	
・東区にお住まいの方	〒862-8555 熊本市東区東本町 16番 30号	
	東区役所福祉課 高齢福祉班 宛	
・西区にお住まいの方	〒861-5292 熊本市西区小島2丁目7番1号	를
	西区役所福祉課 高齢福祉班 宛	
・南区にお住まいの方	〒861-4189 熊本市南区富合町清藤 405 番地	也3
	南区役所福祉課 高齢福祉班 宛	
・北区にお住まいの方	〒861-0195 熊本市北区植木町岩野 238番類	也1
	北区役所福祉課 高齢福祉班 宛	

■お問合せ先

介護保険課	096-328-2347
中央区役所福祉課	096-328-2311
東区役所福祉課	096-367-9127
西区役所福祉課	096-329-5403
南区役所福祉課	096-357-4129
北区役所福祉課	096-272-1118

| 5-16 介護保険サービス利用料の減免

介護保険課 096-328-2347

災害等の特別な事情があることにより、介護保険サービス利用料の負担が特に困難だと認められる方に対して、介護(介護予防)サービスの自己負担分(1割~3割負担に限る)を軽減することができます。

対象となる方

- (1)本人または世帯の生計を維持する者が、災害などにより、住宅・家財などの財産に著しい損害を受けた方。※水害の場合は床上浸水以上の場合に限ります。
- (2)世帯の生計を維持する者が死亡・長期入院などをしたことで、収入が著しく減少した方。
- (3) 世帯の生計を維持する者の収入が、事業の休廃止や失業などにより、著しく減少した方。
- (4)世帯の生計を維持する者の収入が、**農作物の不作、不漁**などにより、著しく減少した方。

お手続き

以下の窓口に「必要なもの」を持ってお越しいただき、申請書等の記入を行っていただきます。

■申請受付窓口

中央区役所福祉課 096-328-2311 東区役所福祉課 096-367-9127 西区役所福祉課 096-329-5403 南区役所福祉課 096-357-4129 北区役所福祉課 096-272-1118

■受付時間

平日 午前8時30分~午後5時15分

■必要なもの

申請には、下記の書類等が必要です。

- (1) 介護保険利用料減免申請書(区役所の窓口に備えております)
- (2)介護保険被保険者証(写し可)
- (3) 委仟状(同一世帯以外の人が申請の時)
- (4) その他、事由に応じた提出物(下記のいずれかの書類) 【災害により住宅・家財などの財産に著しい損害を受けた】

- ・り災証明書、その他損害の内容や程度等を確認できるもの 【世帯の生計を維持する者が死亡・長期入院などをした】
- ・ 埋火葬許可証等、診断書やそれに準じる医師による証明書等 【世帯の生計を維持する者が事業を休廃止または失業した】
 - 給与支払い証明書、休業損害証明書、離職証明書、源泉徴収票、 雇用保険受給者証等

■お問合せ先

介護保険課 096-328-2347

5-17 市民税の減免に伴う自立支援医療、補装具、日常生活用具給 付事業の自己負担額の減額

障がい福祉課 096-361-2519 こころの健康センター 096-366-1171 こども支援課 096-328-2158

自立支援医療、補装具、日常生活用具給付事業を利用している又は今後利用しようとしている方で市民税の減免を受けた方は、減免後の税額で利用者負担額を算出します。場合によっては、利用者負担額を減額することがあります。

対象となる方

以下の制度を利用している方又は今後利用しようとしている方で、市民税の減免を受けた方

- 1. 自立支援医療(更生医療、精神通院、育成医療)
- 2. 補装具、日常生活用具給付事業

お手続き

制度を利用するためには申請が必要です。市民税の減免を受けた方又は減免申請中の方は、次の連絡先へお問い合わせください。

■申請窓口・お問合せ先

対象サービス	申請窓口	お問合せ先
補装具		
日常生活用具	各区役所福祉課•総合出張所	障がい福祉課 096-361-2519
自立支援医療(更生医療)		
自立支援医療(精神通院)		こころの健康センター
		096-366-1171
自立支援医療(育成医療)	各区役所保健こども課	こども支援課
		096-328-2158

5-18 保育所等利用者負担額(保育料)の減免

保育幼稚園課 096-328-2568 各区役所保健こども課

準半壊以上の被害を受けられた方は、災害の発生した翌日から 1 年間、利用者負担額(保育料)の減免を受けることができます。

対象となる方

被災時に在園(O歳~2歳クラス)していた方で、災害により所有する住宅に準半 壊以上の被害を受けられた方

減免の割合

被害の程度が「全壊」の場合 利用者負担額(保育料): 100%減免 被害の程度が「半壊」の場合 利用者負担額(保育料): 50%減免 被害の程度が「準半壊」の場合 利用者負担額(保育料): 30%減免

お手続き

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

- (1) り災証明書(コピー可)(後日提出可)
- (2) 本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証等)(後日提出可)
- (3) 利用者負担額減免申請書

■申請受付窓口

保育幼稚園課または各区役所保健こども課

■受付時間

平日 午前8時30分~午後5時15分

■お問合せ先

保育幼稚園課	096-328-2568
中央区役所保健こども課	096-328-2421
東区役所保健こども課	096-367-9130
西区役所保健こども課	096-329-6838
南区役所保健こども課	096-357-4135
北区役所保健こども課	096-272-1104

5-19 児童扶養手当の災害特例措置

こども支援課 328-2158

災害により住宅・家財等の財産について、その価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合に、その損害を受けた月から翌年の10月までの手当については、所得による支給制限を適用せず、全額支給する特例措置があります。

対象となる方

- 受給資格者本人の所得制限により一部支給停止又は全部支給停止になっている 方で、本人又はその扶養親族が所有する財産に損害を受けた方
 - ⇒ 受給資格者本人の所得による支給制限が解除されます
- 扶養義務者(同居の直系親族等)の所得制限により全部支給停止になっている 方で、当該扶養義務者又はその扶養親族が所有する財産に損害を受けた方
 - ⇒ 扶養義務者の所得による支給制限が解除されます

【被災財産の種類】

- 住宅、家財
- 主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋(店舗、工場、倉庫、納屋等)
- ・機械、器具その他事業の用に供する固定資産(鉱業権、漁業権その他の無形減 価償却資産を除く)

お手続き

適用を受けるには、「被災状況書」の提出が必要です。 申請できる状況になりましたらすみやかに提出をお願いします。 詳しくは、各区役所保健こども課へお問い合わせください。

※ ご注意いただきたい点

災害を受けた年の所得について再確認を行います。

災害を受けた年の所得が、法令で定める所得制限の額以上であった場合には、 特例として支給された手当の一部または全部を返還していただくこととなり ます。

■お問合せ先

中央区役所保健こども課096-328-2421東区役所保健こども課096-367-9130西区役所保健こども課096-329-6838南区役所保健こども課096-357-4135北区役所保健こども課096-272-1104

5-20 特別児童扶養手当などの災害特例措置

各区役所福祉課

豪雨災害により住宅・家財等の財産について、その価格のおおむね2分の1以上の 損害を受けた場合に、その損害を受けた月から翌年の7月までの手当については、所 得による支給制限を適用せず、全額支給する特例措置があります。

対象となる方

- 受給資格者本人の所得制限により一部支給停止又は全部支給停止になっている 方で、本人又はその扶養親族が所有する財産に損害を受けた方
 - ⇒ 受給資格者本人の所得による支給制限が解除されます
- 配偶者及び扶養義務者(同居の直系親族等)の所得制限により全部支給停止になっている方で、当該扶養義務者又はその扶養親族が所有する財産に損害を受けた方
 - ⇒ 扶養義務者の所得による支給制限が解除されます

【被災財産の種類】

- 住宅、家財
- 主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋(店舗、工場、倉庫、納屋など)
- ・機械、器具その他事業の用に供する固定資産(鉱業権、漁業権その他の無形減 価償却資産を除く)

お手続き

適用を受けるには、「被災状況書」の提出が必要です。 申請できる状況になりましたらすみやかに提出をお願いします。 詳しくは、各区役所福祉課へお問い合わせください。

※ ご注意いただきたい点

災害を受けた年(令和7年)の所得について再確認を行います。 災害を受けた年の所得が、法令で定める所得制限の額以上であった場合には、 特例として支給された手当の一部または全部を返還していただくこととなり ます。

■お問合せ先

中央区役所福祉課 096-328-2313 東区役所福祉課 096-367-9177 西区役所福祉課 096-329-5403 南区役所福祉課 096-357-4129 北区役所福祉課 096-272-1118

5-21 熊本市母子父子寡婦福祉資金貸付の償還の猶予

こども家庭福祉課

096-366-3030

各区役所保健こども課

熊本市母子父子寡婦福祉資金貸付を償還中の方で、償還が困難な方については、償還を猶予できる場合があります。

対象となる方

大雨にかかる災害による被災者

お手続き

■相談・申請窓口

- ・熊本市母子父子相談室(午前9時30分~午後4時 ※月曜・祝日休み) 熊本市中央区大江6丁目1-85(中央区まちづくりセンター大江交流室内) 096-372-1228
- 各区役所保健こども課(午前8時30分~午後5時15分 ※土日・祝日休み)中央区役所保健こども課 096-328-2421

東区役所保健こども課 096-367-9130 西区役所保健こども課 096-329-6838 南区役所保健こども課 096-357-4135 北区役所保健こども課 096-272-1104

■必要なもの

償還の猶予を受けるには、状況に応じ、り災証明書や医師の診断書、雇用関係の 喪失が分かる資料等を添付のうえ、申請が必要です。

■お問合せ先

こども家庭福祉課096-366-3030熊本市母子父子相談室096-372-1228中央区役所保健こども課096-328-2421

東区役所保健こども課 096-367-9130 西区役所保健こども課 096-329-6838 南区役所保健こども課 096-357-4135 北区役所保健こども課 096-272-1104

5-22 公営の児童育成クラブの利用者負担金の減免

放課後児童育成課 096-328-2277

準半壊以上の被害を受けられた方は、災害の発生した翌日から令和8年3月31日までを対象期間として、利用者負担金の減免を受けることができます。

対象となる方

公営の児童育成クラブをご利用で、災害により所有する住宅に準半壊以上の被害 を受けられた方

減免の割合

被害の程度が「全壊」の場合 利用者負担金:100%減免 被害の程度が「半壊以上、全壊未満」の場合 利用者負担金:50%減免 被害の程度が「準半壊」の場合 利用者負担金:30%減免

お手続き

■申請窓□

放課後児童育成課(郵送・持参)又は各児童育成クラブ

■受付時間

平日 午前8時30分~午後5時15分

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

- (1) 減額免除申請書(申請書は上記「■申請窓口」にあります)
- (2) り災証明書(住家) ※写し可

■お問合せ先

放課後児童育成課 096-328-2277

5-23 熊本市奨学金貸付金の返還の猶予

学務支援課 096-328-2716

熊本市奨学金貸付金を返還中の奨学生のうち、豪雨災害で住家を被災され返還が困難な方は、返還を猶予することができます。

※ 返還すべき元金が<u>免除されるものではありません。</u>猶予期間終了後は返還が必要となります。

対象となる方

奨学生本人

- ※ 申請時点で未納がない方
- ※ 対象以外の方につきましても、返還のご相談等を承りますので、下記までご 連絡ください。

お手続き

熊本市奨学金返還猶予申請書およびり災証明書(写し可)を持参か郵送でご提出 ください。

■提出書類

- 熊本市奨学金返還猶予申請書
- ・り災証明書(写し可)

■申請受付窓口

熊本市教育委員会事務局学務支援課

■受付時間

8時30分から17時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

■返還を猶予できる期間

豪雨が発生した日(令和7年(2025年)8月10日)以降で、猶予決定の日の属する月から令和8年(2026年)7月まで(最長)。

- ※ 返還期限が到来した返還金及び返還済みの返還金は猶予の対象となりません。
- ※ 返還金の納付が確定した後に申請が行われた際には、当該申請月の返還猶予が できない場合があります。

■お問合せ先

(担当課名) 学務支援課 (電話番号) 096-328-2716

5-24 市民税の減免に伴う小児慢性特定疾病医療支援の自己負担 上限月額の減額

こども支援課 328-2158

小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方又は今後申請しようとしている方で市民税の減免を受けた方は、減免後の税額で自己負担上限月額を算出します。 場合によっては、自己負担上限月額を減額することがあります。

対象となる方

小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方又は今後申請しようとしている方で市民税の減免を受けた方

お手続き

制度を利用するためには申請が必要です。市民税の減免を受けた方は、下記の窓口へご申請ください。

■申請窓口

各区役所保健こども課

- 中央区役所保健こども課 096-328-2419
- 東区役所保健こども課 096-367-9134
- ・ 西区役所保健こども課 096-329-1147
- ・南区役所保健こども課 096-357-4138
- ・北区役所保健こども課 096-272-1128

■必要なもの

申請には、以下の書類が必要です。

- (1) 変更申請書
- (2) 受給者証の写し
- (3) 市民税が減額されたことが分かる書類の写し
- (4) 本人確認ができるもの

■お問合せ先

こども支援課 096-328-2158

| 5-25||児童養護施設等・障害児入所施設の措置費負担金の減免

児童相談所 096-366-8181

児童福祉法の規定に基づく、児童養護施設等や障害児入所施設への措置に関し、負担金の納入義務がある方は、申請により、負担金を減免できる場合があります。

対象となる方

納入義務者が次のいずれかに該当するとき。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 失業、疾病、災害等により、前年度に比較し、所得が著しく減少し、又は不時のやむを得ない支出により、負担金の納入が困難であると認められるとき。
- (3) 災害その他特別の事情により市長が特に必要と認めるとき。

お手続き

■申請窓口

児童相談所

■受付時間

受付時間:平日 午前8時30分~午後5時15分

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

- 減免申請書
- り災証明書(写し可)
- ※その他状況確認のための書類をお願いする場合があります。 詳しくは、児童相談所までお問合せください。

5-26 未就学児を対象とした受け入れ

保育幼稚園課 096-328-2568 各区役所保健こども課 教育委員会指導課 096-328-2721

今回の災害で被災されたことに伴い、災害復旧のために保育を必要とされる未就 学のお子さんを対象に、保育施設等への受け入れを実施いたします。

一時的な避難のため熊本市へ住民票を異動しない場合でも、利用できます。

対象となる方

- ①認可保育所等(保育所、認定こども園等)の利用 ※保育所部分
- ②私立幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)の利用支援
- ③市立幼稚園への受け入れ
- ※2③については、年齢制限があります

利用料

被害の程度により、利用者負担額(保育料)が減免されます。

被害の程度が「全壊」の場合 利用者負担額(保育料): 100%減免被害の程度が「半壊」の場合 利用者負担額(保育料): 50%減免被害の程度が「準半壊」の場合 利用者負担額(保育料): 30%減免

- ※副食費等の実費相当額は利用者負担
- ※②③については、被害の程度に関係なく、利用料は無償です

利用期間

災害復旧に要する期間

お手続き

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

- (1) り災証明書(コピー可)(後日提出可) ※②③の場合は不要
- (2)本人を確認できるもの(マイナンバーカード、運転免許証等)(後日提出可)
- (3)教育•保育給付支給認定申請書兼保育施設等利用申込書

■申請受付窓口

- (1)2保育幼稚園課または各区役所保健こども課
- ③教育委員会事務局指導課

■受付時間

平日 午前8時30分~午後5時15分

■お問合せ先

①②に関すること

保育幼稚園課 096-328-2568 中央区役所保健こども課 096-328-2421 東区役所保健こども課 096-367-9130 西区役所保健こども課 096-329-6838 南区役所保健こども課 096-357-4135 北区役所保健こども課 096-272-1104

③に関すること

教育委員会事務局指導課 096-328-2721

| 5-27 被災児童生徒の指定校変更・区域外就学許可について

教育委員会学務支援課 096-328-2716

令和7年豪雨にて罹災された児童生徒の指定校変更・区域外就学許可について、以下のように、対応を行います。

対象となる児童生徒

豪雨被害により居住地を離れて避難されている児童生徒で、熊本市立小・中学校への通学を希望される方。

お手続き

- ■指定校変更・区域外就学許可 下記のような場合において、申し立てをいただくと期間等を相談の上、許可を行います。
- ①校区外に転居した場合
- ②市外へ転居した場合
- ③市外からの転入の場合

■申請受付窓口

教育委員会事務局 学務支援課 就学班 096-328-2716

■受付時間

午前8時30分~午後5時15分 月~金曜日(祝日除く)

■必要なもの

- ・本人を確認できるもの(保険証など)
- ・熊本市内の避難先の住所を確認できるもの(同居証明書など)
- ・り災証明書(コピー可、後日提出可)

5-28 電気料金等の特別措置について(九州電力)

九州電力株式会社

特別措置の内容

- ■電気料金の支払期日の延長
 - 電気料金の支払期日を1か月延長します。
- ■不使用月または不使用日の電気料金の免除
 - 電気を全く使用されない場合は、電気料金を頂きません。
 - ・災害で電気設備がご使用できなくなった場合は、ご使用できない設備の基本 料金を頂きません。
- ■工事費負担金等の免除
 - 家屋等の復旧のために電気をご使用される場合の工事費を頂きません。
 - 引込線、計量器などの取付位置を変更される場合の工事費を頂きません。

対象となる方

■災害救助法が適用された地域において、住宅等に被害を受けられたお客さま ≪特別措置の対象地域(熊本県)≫

熊本市、八代市、玉名市、上天草市、宇城市、天草市、下益城郡美里町、 玉名郡玉東町、玉名郡長洲町、八代郡氷川町

(注)上記以外の市町村に本災害における災害救助法が適用された場合は、当該市町村も特別措置の対象といたします。

お手続き

■特別措置の適用にはお手続きが必要です。詳しい内容については、最寄りの九電 ネクスト営業所までお問合せください。

なお、お手続きには、罹災証明書など被害状況が確認できるものが必要となります。

■申請受付窓口(九電ネクスト営業所)

• 玉 名営業所: 0120-761-382 • 宇 城営業所: 0120-761-386

大 津営業所: 0120-761-383・八 代営業所: 0120-761-387

・熊本西営業所:0120-761-384・天 草営業所:0120-761-388

・熊本東営業所:0120-761-385・人 吉営業所:0120-761-389

※ 営業所は、九州電力㈱から委託を受けた九電ネクスト㈱が運営しています。

NHK

このたび、「令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害」により 災害救助法が適用された区域内で、お住まいに被害(全壊、大規模半壊、中規模半壊、 半壊、全焼、半焼、床上浸水)を受けられた方は、受信料が全額免除になります。

免除の申請には、「り災証明書」が必要です。「り災証明書」が交付されましたら、 免除申請のお手続きをお願いいたします。

免除の範囲と免除の期間

免除の範囲	免除の期間
災害救助法が適用された区域内において 半壊、半焼または床上浸水以上の程度の被 害を受けた建物の放送受信契約	令和7年8月から令和7年9月まで 〔2か月間〕

[※] 免除の申請方法等の詳細は、以下の「お問合せ先」へお問合せください。

お問合せ先

- ■ナビダイヤル 0570-077-077 平日 午前9時~午後6時(土・日・祝日も受付)
- ■NHK 熊本放送局 経営管理企画センター(開発推進) 096-326-8202 平日 午前10時~午後5時 〒860-8602 熊本市中央区花畑町5-1

お手続き方法

▼NHK ホームページでのお手続き

スマートフォンなどで右側の二次元コードを読み取り、入力フォームへ必要事項を 入力のうえ、「**り災証明書の画像データ」をアップロード**してください。

▼郵送でのお手続き

スマートフォンなどで右側の二次元コードを読み取り、「郵送で申請される場合」 見出しから「放送受信料免除申請書」をご印刷いただき、必要事項をご記入 のうえ、「り災証明書の写し(コピー)」を添えて、NHK 溝口事務センター 災害免除担当までお送りください。



6. 事業者に関すること

【6-1 被災事業者復旧支援補助金の交付

経済政策課 096-328-2986

豪雨災害により浸水等の被害を受けた事業者に対して、事業所の消毒費を対象に補助を行います。

対象となる方

令和7年8月10日からの大雨による被害について熊本市商業金融課が発行する「り災証明書」を取得している事業所の所有者又は使用者

補助額等

補助上限額:1事業所あたり5万円 補助率:補助対象経費の2分の1以内

補助対象経費

外注した業者に支払った経費、消毒液及び塗布用具の購入経費 ※他制度において補助を受けた経費、消費税及び地方消費税、保険金の支払を受け た経費は除きます。

お手続き

■申請方法

市役所 8 階経済政策課へ持参・郵送、電子申請(LoGo フォーム)

■受付期間

令和7年(2025年)10月1日~令和8年(2026年)2月28日(予定)

■受付時間

月~金曜日(祝日除く) 9時から 17時(経済政策課へ持参の場合のみ)

■必要なもの

- 熊本市被災事業者復旧支援補助金交付申請書及び実績報告書
- ・ 誓約書及び同意書
- ・熊本市商業金融課が発行するり災証明書
- ・ 消毒を実施したことによる支払を証明する書類(領収書)
- 通帳の写し
- ※様式は熊本市ホームページからダウンロードしてください。

問い合わせ先

経済政策課 096-328-2986

LoGo フォーム



6-2 令和7年8月大雨対応融資利子補給事業

商業金融課 096-328-2424

豪雨災害により被害を受けた事業者の資金繰り支援のため、対象とする融資に係る 利子の一部を補助します。

対象となる方

- (1)令和7年8月10日からの大雨による被害について熊本県内の自治体が発行する「り災証明書」を取得している事業者
- (2) 熊本市内で事業を営んでいる方

対象となる融資

以下のいずれかの熊本県制度融資による借入を対象とする

- (1) 金融円滑化特別資金(令和7年8月大雨枠)
- (2) 金融円滑化特別資金(セーフティネット保証対応枠(令和7年8月大雨分))

実施期間

上記「対象となる融資」の取扱開始日から令和7年12月末の融資実行分まで

補助の期間及び補助率

融資実行から3年間の利子の2分の1

お手続き

■申請方法

実施期間終了後、商業金融課より市内対象事業者へ申請書を郵送

■必要なもの

申請書、り災証明書、支払利子がわかる書類(支払利子証明書など)等

■融資のお申込み

熊本県制度融資の取扱金融機関

問い合わせ先

商業金融課 096-328-2424

6-3 被災店舗移転支援事業

商業金融課 096-328-2424

豪雨災害により市内の事業者が被災店舗にて事業再開が困難な場合に、事業継続や 早期再開にて向けて店舗の移転・一時移転に要する費用を補助します。

対象となる方

- (1) 令和7年8月10日からの大雨による被害について熊本市商業金融課が発行する「り災証明書」を取得している事業者
- (2) 熊本市内に所在する店舗の事業者(小売業、飲食業、サービス業)で、熊本市内の店舗に移転するもの(ただし、事務所機能のみのテナントは除く)

補助率 • 上限額

1事業者あたり補助率2分の1、上限額50万円

補助対象経費

令和7年8月12日以降に契約、着手した以下の経費を対象とする。

- (1) 店舗の改装に要する内装、外装、設備等の工事費
- (2) 上記(1)に伴う既存設置物の処分費
- (3) 上記(1)に伴う設計費
- (4) 店舗の移転に係る運搬費
- (5) 家賃(上限2か月分)
- (6) 礼金
- (7) 仲介手数料 など

お手続き

■申請方法

市役所 8 階商業金融課へ持参・郵送、電子申請(LoGo フォーム)

■受付期間

令和7年(2025年)10月1日~令和8年(2026年)1月31日(予定)

■受付時間

月〜金曜日(祝日除く) 8時30分から17時15分(商業金融課へ持参の場合のみ)

■必要なもの

り災証明書、各申請書、対象経費の分かる書類(賃貸契約書など) ※様式は熊本市ホームページからダウンロードしてください。

問い合わせ先

商業金融課 096-328-2424

6-4 事業所からの災害ごみの処分費用減免

事業ごみ対策課 096-328-2362

事業所からの災害ごみについては、一般家庭のものと取り扱いが異なりますので、 ご注意ください。

原則として市施設で受け入れ可能なものに限ります。

市施設でのごみ処理手数料が減免の対象になりますが、収集運搬費は減免対象になりません。

減免の対象となる災害ごみ

- (1) 可燃性のごみ(リサイクルできない紙類・段ボールを含む)
- (2) 不燃性のごみ(埋立ごみ、業務で使用していた小型家電類など)

窓口、連絡先

事業ごみ対策課:096-328-2362

所在地:中央区手取本町 1-1 本庁 7 階

メール: jigyougomitaisaku@city.kumamoto.lg.jp

可燃性のごみ、不燃性のごみの減免申請手続き

- (1)事前確認について
- ■相談時に必要なもの
 - 廃棄したいごみの写真

メールでご相談される場合は、その後の連絡を円滑に行うため、事業所名、 事業所の所在地、連絡先の記載を必ずお願いいたします。

(事業ごみ対策課で、減免対象となるごみを確認後、申請手続きを行っていた だきます。)

- (2) 減免申請について
 - ■申請の受付期間

当面の間

■申請の受付窓口

廃棄物計画課、各区総務企画課

■減免申請に必要な書類・把握いただきたい内容

- り災証明書(コピー)又はり災の状況がわかる写真
- 搬入するごみが分かる写真(事業ごみ対策課にて事前確認を受けた写真)
- 搬入に使用するすべての車両のナンバー(熊本〇〇〇あ〇〇-〇〇)
- 搬入予定回数
- ・ 委任状 (代理人が申請する場合)

(3) ごみの持ち込みについて

■持ち込み先

• 可燃性のごみ : 西部環境工場、東部環境工場

• 不燃性のごみ、小型家電製品類:扇田環境センター

■受入期間

月曜日~土曜日 午前8時30分~午後4時30分

6-5 農業被害に関する相談

農業政策課 328-2403

豪雨災害により、被害を受けた農業者からの各種相談窓口を設置します。

対象となる方

・農業を営まれている方

相談窓口

■相談の内容

- ・農作物の被害に関する相談
- ・農業用施設の被害に関する相談
- ・農業用機械の被害に関する相談
- ・資金繰りに関する相談

窓口	電話番号
北東部農業振興センター農業振興課	096-272-1117
北東部農業振興センター農業振興課東農業振興室	096-367-9137
西南部農業振興センター農業振興課	096-329-1158
西南部農業振興センター農業振興課河内農業振興室	096-276-1114
西南部農業振興センター農業振興課南農業振興室	0964-28-3115
農業支援課	096-328-2384

■相談の内容

- ・農地の被害に関する相談
- ・土地改良施設の被害に関する相談

窓口	電話番号
北東部農業振興センター基盤整備課	096-272-1145
西南部農業振興センター基盤整備課	096-329-1168
農地整備課	096-328-2953

■受付時間

午前8時30分~午後5時15分 月~金曜日(祝日除く)

6-6 農業用機械・施設等の復旧支援

農業支援課 096-328-2384

農地利用効率化等支援交付金(令和7年8月大雨営農再開支援事業)の優先採択により、農産物の生産・出荷等に必要な農業用機械・施設の修繕・再取得にかかる費用を支援します。

対象となる方

被災農業者で地域計画の目標地図に位置付けられた者 (位置付けられることが確実であると本市が認める者を含みます)

事業内容

1 補助対象経費

被災した農業用機械・施設の修繕や再取得に必要な費用

- ※事業費が50万円未満のものは対象となりません。
- ※耐用年数がおおむね5年以上20年以下のものに限ります。
- ※大雨により被害を受けた8月10日以降の取組(着工)であれば、本事業の計画承認等の手続前の取組でも対象となります。

2 補助率

補助対象経費の 10 分の7以内 (国3/10以内、県2/10以内、市2/10以内)

3 補助上限額

700 万円(ただし被災した農業用機械等の修繕・再取得に必要な額が 1,000 万円を超える者であって、市が必要と認める場合は 1,400 万円)

お手続き

■必要なもの

申請時には、次の書類などが必要です。

- (1) 見積書(1通)
- (2) カタログ
- (3) 直近の決算書や確定申告書の写し
- (4) 成果目標※設定の根拠資料
- (5) その他必要書類

※すでに修繕や再取得をされている場合は、留意事項②の保管書類も併せて ご提出ください。

■留意事項

- ①本事業では、成果目標として付加価値額の拡大と下記(1)~(3)うち 1 つを目標に設定する必要があります。
- (1)農産物の価値向上、(2)単位面積当たり収量の増加、(3)経営コストの縮減②次の書類の保管をお願いします。
 - ・機械等の被害状況、作業を行った者、日付、費用の額が分かる書類や写真
 - 作業を外注した際の発注書、納品書、請求書、領収書などの書類

■お問合せ先

営農地域	お問い合わせ先	電話番号
南区、西区	西南部農業振興センター農業振興課	096-329-1158
北区、東区、中央区	北東部農業振興センター農業振興課	096-272-1117
	農業支援課	096-328-2384

6-7 早期営農再開に必要な生産資材の調達への支援

農業支援課 096-328-2384

令和7年8月大雨により浸水等の被害を受けた農業者の速やかな営農再開に必要な生産資材の調達等を支援します。

事業内容•補助率

(1) 生産資材調達

(内容)

早期営農再開に必要となる生産資材(種子・苗等の消費材に限る)の調達等 にかかる経費

(補助率) 1/2 以内

(2) 栽培環境整備

(内容)

被災に伴い、新たに必要となる作物残さ等の撤去、追加的な施肥・防除等に 係る経費(保管中に浸水被害を受けた農作物残さを含む)

(補助率)追加施肥・防除:1/2以内

作物残さの撤去: 1,500円/10a以内保管中の農作物残さ: 5,500円/人日以内

支援の対象者等

被災農業者

資材の調達等支援

- ①被災により30%以上の収穫量の減少が見込まれるほ場
- ②被災により20%以上の収穫量の減少が見込まれる農家の被災ほ場

追加施肥•防除

被害状況がわかる写真等により、市が被害を確認したほ場

■受付に必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

- (1)被災ほ場の所在地、面積がわかるもの(農地基本台帳、営農計画書など)
- (2) 事業費の積算がわかる資料(見積書、納品書、請求書、領収書など)
- (3) 追加的な施肥・防除等の履歴がわかるもの(作業日誌、生産履歴など)
- (4)被災状況が分かる写真
- (5) その他必要と認められる書類

お問い合わせ先

農業支援課 096-328-2384

北東部農業振興センター農業振興課 096-272-1117

西南部農業振興センター農業振興課 096-329-1158

6-8 事業者の施設、使用水、器具の消毒に関する衛生相談

食品保健課健康危機管理課

食品関係事業者

熊本市内で営業を行う食品関係事業者等の施設、使用水、器具の消毒など食品に 関する衛生相談を受け付けています。

■相談内容

- ・被害を受けた食品関係施設の衛生管理や営業再開に向けた対応等に関すること
- ■食品衛生に関する相談窓口

食品保健課 096-364-3188

■受付時間

午前8時半~午後5時(土・日・祝日を除く)

消毒業者への依頼が必要な場合

熊本市内で営業を行う事業者等の店舗、設備の消毒で消毒業者へ依頼が必要な場合、 熊本市と災害時の防疫活動に関する協定を締結している団体をご紹介しています。

熊本県害虫消毒協同組合 連絡先:096-368-8900 熊本県ペストコントロール協会 連絡先:096-337-6803

*金額や対応時期などについては、直接お尋ねください。

6-9 中小企業者向け特別相談窓口

商業金融課 096-328-2424

豪雨災害に伴い、経営等への影響を受ける市内中小企業の資金繰り支援(市制度融資)や、経営に関する相談窓口を設置しました。

対象となる方

熊本市内で事業を営む方

相談窓口

(1) 金融(市制度融資)に関する相談

開設場所:熊本市経済観光局産業部商業金融課所 在 地:熊本市中央区手取本町 1-1 8階

受付時間:平日8時30分~17時15分(土日祝日、年末年始(12月29日か

ら1月3日まで)を除く)

電 話:096-328-2424

(2) 経営に関する相談

開設場所:くまもと森都心プラザ ビジネス支援施設 XOSS POINT.

所 在 地:熊本県熊本市西区春日1丁目14-1 くまもと森都心プラザ2階

受付時間:月曜~土曜 10時~19時/日曜、祝日 10時~17時(第3水曜日

(休館日)と年末年始を除く)

電 話:096-355-7402

備 考:ご相談については、あらかじめのご予約をお勧めします。

6-10 社会保険労務士による労働相談

雇用対策課 096-328-2377

市民の皆様が抱えている悩み解決を支援するために、無料の労働相談窓口を設置しております。

■相談の具体例

- 雇用保険・労災保険の給付等に関する相談
- 労働条件や労務管理に関する相談
- 労働保険料の納期限に関する相談
- 健康管理 安全衛生に関する相談

対象となる方

熊本市にお住まいの方

相談窓口

熊本市役所本庁舎 1 階(正面玄関入って右側、パスポートセンター向い) ※9月以降、本庁舎 1 階北側エレベーター近くの高年齢者無料職業相談コーナー内で実施。

■相談日

毎週水曜日(祝日を除く)

■時間

午後2時から5時まで

相談方法

熊本県社会保険労務士会に所属する社会保険労務士が面談によりお答えします。先 着順により相談を受け付けますので、直接相談窓口へお越しください。

問い合わせ先

096-328-2377

住家の被害程度・支援制度 対応表

「〇」: 住家被害の程度条件を満たしているもの

「▲」: 建物取扱い等の一定の条件を満たす場合に、対象となる可能性があるもの

「×」: 住家被害の程度条件を満たしていないもの

住家被害の程度のほかに所得等の条件がある制度もございますので、詳細をご確認ください。

更			り災証明書(住家)					
新等	項番	支援制度	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
更新	1-1	り災証明書(住家)の発行※店 舗兼住宅を含む						
更 新	1-2	被災届出証明書(住家以外の被 害について)						
	1-3	り災証明書の発行(店舗、事務 所、工場等及び事業用設備)						
	1-4	り災証明書の発行(農水産業関 係)						
	2-1	災害弔慰金の支給						
	2-2	災害障害見舞金の支給						
	2-3	災害見舞金の支給	0	0	0	0	0	A
	2-4	災害援護資金の貸付	0	0	0	0	×	×
	2-5	被災者生活再建支援金の支給	0	0	0	A	×	×
	3-1	災害ボランティアの派遣						
	3-2	浸水した家屋の感染症対策(消 毒液の配布)について						
更新	3-3	被災した住宅の応急修理	A	0	0	0	0	×
終了	3-4	被災住宅の障害物の除去	受付終了					
	3-5	ひとり親家庭への貸付(住宅)						
	3-6	賃貸型応急住宅(みなし仮設住 宅)の供与	0	•	A	•	×	×
	3-7	建築確認申請•完了検査申請手	0	0	0	0	0	0

更					り災証明額	書(住家)		
新等	項番	支援制度	全壊	大規模 半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
		数料等の免除						
	3-8	開発許可申請等に係る手数料免 除	0	0	0	0	0	0
	3-9	家屋が損壊された方への市営住 宅の提供	0	0	0	0	×	×
更 新	4-1	被服、寝具その他生活必需品の 支給	0	0	0	0	★ 床上浸水のみ	★ 床上浸水のみ
更 新	4-2	熊本市自家用車等被災者移動支 援事業						
終了	4-3	教科書及び学用品の支給			受付	終了		
	4-4	畳替費用の助成(住民税非課税 世帯対象)	0	0	0	0	0	•
	4-5	災害ごみについて	0	0	0	0	0	0
終了	4-6	災害(水害) し尿の収集			受何	終了		
更新	4-7	災害時における飲用井戸水等の 水質検査	0	0	0	0	0	0
	4-8	消費生活相談						
	4-9	障がい者の福祉用具の再給付						
	4-10	こころの健康相談						
	4-11	食品に関する衛生相談						
	4-12	外国人の方向けの相談窓口						
	4-13	無料法律相談(弁護士)						
	4-14	生活にお困りの方の相談は生活 自立支援センターへ						
終了	4-15	令和7年8月大雨によるお困り ごと「夜間」無料電話相談会						
	4-16	災害サポート・レンタカーの無 料貸出(日本カーシェアリング 協会)						
	5-1	市税の減免	0	0	0	0	×	×

更					り災証明額	書(住家)		
新等	項番	支援制度	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
	5-2	市税の納税の猶予						
更新	5-3	各種証明書の交付手数料の免除	0	0	0	0	0	0
	5-4	マイナンバーカード等の再交付 手数料の免除	0	0	0	0	0	0
	5-5	パスポートの発給手数料等の減 免	0	0	0	0	•	•
	5-6	水道料金・下水道使用料の減免	0	0	0	0	0	A
	5-7	水道料金・下水道使用料の減免 (公営住宅等入居者向け料金免 除)	市営住宅等の入居基準に準じる					
	5-8	農業集落排水処理施設使用料の 減免等	0	0	0	0	•	A
	5-9	国民健康保険料の減免	0	0	0	0	0	×
	5-10	国民健康保険医療費の一部負担 金(窓口負担)の減免等	0	0	0	0	×	×
	5-11	後期高齢者医療保険料の減免	0	0	0	0	×	×
	5-12	後期高齢者医療一部負担金の減 免	0	0	0	0	A	×
	5-13	国民年金保険料の免除						
	5-14	定期予防接種の機会の確保	0	0	0	0	0	0
	5-15	介護保険料の減免						
	5-16	介護保険サービス利用料の減免	0	0	0	0	×	×
	5-17	市民税の減免に伴う自立支援医療、補装具、日常生活用具給付 事業の自己負担額の減額						
	5-18	保育所等利用者負担額(保育料) の減免	0	0	Ο	0	0	×
	5-19	児童扶養手当の災害特例措置						
	5-20	特別児童扶養手当などの災害特 例措置	0	0	0	0	×	×

更					り災証明額	書(住家)		
新等	項番	支援制度	全壊	大規模 半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
	5-21	熊本市母子父子寡婦福祉資金貸 付の償還の猶予						
	5-22	公営の児童育成クラブの利用者 負担金の減免	0	0	0	0	0	×
新 規	5-23	熊本市奨学金貸付金の返還の猶 予	0	0	0	0	0	0
	5-24	市民税の減免に伴う小児慢性特 定疾病医療支援の自己負担上限 月額の減額						
	5-25	児童養護施設等・障害児入所施 設の措置費負担金の減免	•	A	A	A	A	A
	5-26	未就学児を対象とした受け入れ	0	0	0	0	0	×
	5-27	被災児童生徒の指定校変更・区 域外就学許可について	0	0	0	0	0	0
	5-28	電気料金等の特別措置について (九州電力)						
更新	5-29	放送受信料の免除について (NHK)	0	0	0	0	×	×
	6-1	被災事業者復旧支援補助金の交 付						
	6-2	令和7年8月大雨対応融資利子 補給事業						
	6-3	被災店舗移転支援事業						
更新	6-4	事業所からの災害ごみの処分費 用減免						
	6-5	農業被害に関する相談						
	6-6	農業用機械・施設等の復旧支援						
	6-7	早期営農再開に必要な生産資材 の調達への支援						
	6-8	事業者の施設、使用水、器具の 消毒に関する衛生相談						
	6-9	中小企業者向け特別相談窓口						

更					り災証明額	書(住家)		
新等	項番	支援制度	全壊	大規模 半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
	6-10	社会保険労務士による労働相談						